

淀川水系流域委員会

第 9 回住民参加部会

議事録（確定版）

日 時 平成 1 8 年 6 月 2 6 日（月）

午前 1 0 時 4 分 開会

午後 1 時 1 0 分 閉会

場 所 国立京都国際会館

1 階 R o o m E

〔午前 10時 4分 開会〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、定刻になりましたので、これより第9回住民参加部会を開催したいと思います。

本日の出席でございますが、部会の定足数が6名に対しまして部会メンバー7名ご出席ということで、部会として成立しておりますことをご報告いたします。

私、司会進行を務めさせていただきます、淀川水系流域委員会庶務の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に配布資料の確認と、発言に当たってのお願いをさせていただきますと思います。まず、配布資料でございますが、お手元にお配りしております袋の中に資料がございます。一番上に緑の紙でございますが「発言にあたってのお願い」、それから議事次第、配布資料リストとございます。右肩に番号がついてある資料、報告資料1、審議資料1-1、1-2、審議資料2-1、2-2、その他資料、参考資料1の合わせて10点が袋の中に入っております。また本日、委員の皆さん、それから河川管理者の席には「住民参加部会検討会における検討事項の抽出」というA3のペーパーを配らせていただいております。資料の中身で不足等ございましたら庶務までお申しつけください。

なお、参考資料1「委員及び一般からのご意見」につきましては、前回の公開会議以降のものを整理することになっておりますが、前回の公開会議が昨日ございました第7回利水・水需要管理部会でございますので、きのうのきょうということでございますので、前々回の公開会議、5月30日に開催されました第37回琵琶湖部会以降22日までに寄せられた意見、これを整理しております。それ以前の委員及び一般からのご意見をご希望の方は受付へお申し出いただければと思います。また、非公開会議の検討会の議事報告につきましても、ご希望の方は受付へお申し出いただければと思います。

発言に当たってのお願いでございますが、発言をいただく際は「発言にあたってのお願い」をご一読いただき、ご発言の際には必ずマイクを通してお名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。一般傍聴の方にも発言の時間を設けておりますので、審議中の発言はご遠慮いただくようお願いいたします。携帯電話につきましては電源をお切りいただくか、マナーモードの設定をお願いいたします。

本日の部会は3時間を予定しております。午後1時の終了予定でございます。

それでは、三田村部会長、よろしく願いいたします。

〔報告〕

三田村部会長

三田村でございます。きょうは雨の中、しかも余り便利でないところまで、朝早くからお運びいただきまして本当にありがとうございます。

きょう予定しております報告事項あるいは審議事項は、次第にございますように、報告事項が今までの開催経過について、それから審議事項が平成17年度事業進捗状況の点検について、それから（２）その他とございますけれども、それについては後でその理由をご説明しますが、一般傍聴者意見の取り扱いになります。それから大きな４つ目が一般傍聴者からの意見聴取、これはどの部会あるいは委員会でもなさっていることでございます。それから、その他というのがございます。そういうスケジュールに沿って進めてまいりたいと思います。

実は、住民参加部会は、昨日行われました利水・水需要管理部会と同じように開店休業の期間が長うございまして、部会としてはおよそ１年ぶりぐらいになります。その間、開催できなかったことを深くおわびいたしますとともに、今後、私たちの委員の任期の間に何とかして課せられた仕事を実現させていかなきゃならないというように考えております。

しかも、前回の検討会、これは公開ではございませんでしたけれども、その際に私ちょっと体調を崩しまして、前回の状況を余り把握しておりませんので、その辺の取り回しをしていただいた副部会長あるいは川上委員に補足していただきながら、この回を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

では、報告事項について、まず庶務の方からご説明していただけますか。

（１）前回公開会議以後の会議等の開催経緯について

庶務（日本能率協会総研 高橋）

庶務の高橋でございます。

それでは、報告の（１）前回公開会議以後の会議等の開催経緯について、ご報告申し上げます。お手元の報告資料１に「各種会議の結果報告」ということで、６月26日現在、公開会議においてまだ報告していない分につきまして、そのリストを載せてございます。きょうのご報告は非常に多いため、簡単にそれぞれをご報告させていただきたいと思っております。

まず第一に、第70回運営会議でございます。5月17日水曜日に開催されました。でございます。事業進捗点検の結果を当該年度事業に反映するために、6月から7月を目標にして「平成17年度事業の進捗点検についての意見書」を提出することが確認されました。でございます。第51回委員会につきまして、上記のとおり、意見書を7月を目標に提出することが確認されたことを受けまして、6月3日に予定されていた第51回委員会を7月6日木曜日に延期することが決定されました。続きましてでございます。「一般からの意見提出と配布、および一般の傍聴者からの意見聴取の方法」について、住民参加部会検討会にてアンケート結果等を再度検討して最終案を作成する。最終案を第51回委員会で諮り承認が得られれば試行的に実施する。試行期間中に問題が生じれば修正する。また、試行期間中は一般傍聴者へのアンケートを実施して意見をいただくということが決定されました。

続きまして、第2回木津川上流部会検討会でございます。5月18日木曜日に開催されました。でございます。河川管理者より審議資料「河川整備計画進捗状況報告項目」を用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされました。意見交換された項目は以下のとおりでございます。まず、河川レンジャーにつきまして。続きまして、横断方向の河川形状の修復の実施につきまして。次に、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（案）につきまして。次に、既設副ダムの継続活用につきまして。そして、オオサンショウウオの生育環境の保全につきまして。そして、水害に強い地域づくり協議会。そして、上野遊水地事業。さらに、樹木の伐採と管理、河道内堆積土砂等の管理につきまして意見交換がなされました。大きな4番でございます。一般傍聴者からの意見聴取。6名の方からご発言がありました。以上でございます。

続きまして、第31回猪名川部会のご報告でございます。5月20日土曜日に開催されました。審議の概要でございます。河川管理者より審議資料「事業進捗状況報告項目についての整備内容シート」を用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされました。主な意見項目は以下のとおりでございます。河川レンジャーにつきまして、横断方向の河川形状の修復の検討、横断方向の河川形状の修復の実施、生息・生育環境の保全と再生の検討、外来種対策の推進、水害に強い地域づくり協議会、堤防補強、川西池田地区の築堤を実施、河川保全利用委員会につきまして、以上の項目について意見交換がなされました。4 . でございます。一般傍聴者からの意見聴取。2名の方からご発言がありました。以上でございます。

続きまして、第34回淀川部会でございます。5月28日の日曜日に開催されました。審議の概要でございます。河川管理者より「淀川水系河川整備計画進捗状況報告（淀川部会）」を用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされました。主な意見が出された項目は以下のとおりでございます。河川レンジャー、横断方向の河川形状の修復を実施、水位操作の試行と実施、水害に強い地域づくり協議会、堤防補強、高潮対策、津波対策、淀川舟運低水路整備検討等、そして今後の検討の進め方、以上について意見交換がなされました。4.でございます。一般傍聴者からの意見聴取。2名の方からご発言がなされました。

続きまして、第37回琵琶湖部会のご報告でございます。5月30日に開催されました。審議の概要でございます。河川管理者より審議資料1「淀川水系河川整備計画進捗状況報告（琵琶湖部会）」を用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされました。主な意見が出された項目は以下のとおりでございます。河川レンジャー、横断方向の河川形状の修復の検討、湖と河川や陸域との連続性の確保と修復、瀬田川洗堰における環境に配慮した水位操作の検討、琵琶湖における機能把握の調査や試験施工について検討、琵琶湖北湖の低層水質及び湖棚の有機堆積物の状況の把握のための調査、外来種対策について駆除方法を含めた検討、水害に強い地域づくり協議会、以上の項目でございます。4.でございます。一般傍聴者からの意見聴取。2名の方からご発言が出されました。

以上でございます。

三田村部会長

ありがとうございます。

もう1つ、検討会の報告をしていただけるとありがたいんですが、参考資料なんでしょうか、そこにあります、それは川上さんからお願いしましょうか。よろしく願いいたします。

川上委員

川上です。5月25日に京都会館におきまして開催いたしました、非公開の住民参加部会検討会の結果について簡単にご報告いたします。

先ほどご説明になりましたように、部会長がお休みでございましたので、また副部会長も途中で中座されるということで、僭越ながら私が座長を務めさせていただきました。

この中で検討いたしましたことは、河川レンジャーと、水害に強い地域づくり協議会、それから一般からの意見提出と配付、及び一般傍聴者の意見聴取の方法についてという

ことでございますけれども、私の方で事前に用意いたしました今後のシート意見への検討項目といたしましては、計画 - 1 - 1 の河川レンジャー。それから環境 - 9 - 1 の琵琶湖・淀川流域水質管理協議会。それから治水 - 1 - 1 の水害に強い地域づくり協議会、自分で守る、みんなで守る、地域で守る。それから、利用 - 2 - 1 の河川保全利用委員会。それから維持 - 3 - 8、河道内ごみの処理及び不法投棄の防止対策。維持 - 3 - 9、河川環境保全のための指導。それから、一般からの意見提出及び傍聴者からの意見聴取に関するルールということをご検討いただきました。

河川レンジャーに関しましては、ポイントだけ申し上げますが、直轄河川以外での河川レンジャー制度はどういうふうにするのかということをございました。直轄河川以外でもぜひ将来的には取り組んでほしいということで、各河川事務所においても自治体等の理解や協力を得ながら、将来的には直轄河川以外の区間にも河川レンジャーの活動を広げていきたいというふうなご意向でございました。

それから、河川レンジャーの取り組みが、各河川事務所でそれぞれに特色のある取り組みが進められておりまして、また進捗状況も非常にばらつきがあります。そこで、河川事務所間での情報交換はしているのかというふうな質問もありまして、河川管理者の方からは、先般、河川レンジャーに関する各河川事務所の担当者が集まって全体会議を開いて、制度としての共通点等の検討を始めているという回答でした。

それから、河川レンジャーの活動と一般の住民活動団体の活動との境界がはっきりしなくなっているところがあるということで、これは猪名川での課題でございますけれども、そういうふうなご指摘もありまして、清掃活動や動植物の保護とは違う意味での河川レンジャーの活動や制度というものを設計していく必要があるという指摘がありました。また、河川レンジャーの選出については、できるだけ公明な、選出の方法が明らかになっている必要があるという指摘もありました。それから、今後その直轄区間以外のところにも広げていくということになる場合、自治体がこれに非常に不熱心な場合は一体どうするのかというふうな課題もあるという指摘もありました。

それから、一般からの意見提出と配布、及び一般傍聴者の意見聴取の方法については、きょう、後ほど議題として扱われますので、そこでご説明したいと思います。

今後の住民参加部会としての意見形成のプロセスですけれども、7月6日の委員会に向けて意見を形づくっていくのをどのように進めていくかということで、その課題はきょうのこの住民参加部会にゆだねられているところであります。

以上です。

三田村部会長

どうも丁寧なご説明ありがとうございました。

何か、それに補足あるいはご質問等がございましたらお願いいたします。特に、川上委員がご説明なさったことが、きょうの部会にとって重要な内容になってくるかと思えます。

といいますのは、本当は審議のところでご説明した方がよろしいのでしょうかけれども、テーマ別部会2つだけが部会の開催がおくれまして、昨日ときょうになりました。ほかの地域別部会は、部会があってその後に検討会が行われましたので、手順としては非常にうまくいったんですけれども、私ども2つの部会だけが、先に検討会を素案という形でまとめつつ、部会でそれをお披露目して後まとめていくという作業になっておりますので、少し逆転したスケジュールになっております。そういう意味においても、少し今の検討会での検討内容といいますか、それに対してコメント等いただければありがたいと思うんですが。あるいは、後で同じような内容の審議事項になりますので、その中にご質問あるいはご意見をいただいても結構かと思えます。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか、後で。

〔審議〕

三田村部会長

では、3つ目の審議事項に入りたいと思います。

住民参加部会はちょっと特殊でございますので、前置きでご説明したいと思います。

私ども住民参加部会の任務は、流域委員会の規約にございます5つの中の1つだけ特別なものがあります。もう一度おさらいをいたしますと、目的は、きょうの1つ目の議題にございますように、各部会が、あるいは委員会がと言った方が本当はよろしいんでしょうけども、進捗状況の点検について意見を述べること。それから、整備計画（（案）を含む）の変更についても意見を述べること。それと、策定されるまでは再評価及び事後評価について意見を述べること。あるいは、策定された後に関しても同じように意見を述べること。

それプラス住民参加部会に課せられた仕事がございます。それは、関係住民の意見の反映方法について意見を述べることというのが私どもの任務でございます。そのところがなかなかうまく進んでおりません。そこに関して、実は項目抽出の部分にもかかわ

ってくるんですけども、河川管理者が今まで行ってこられた住民参加の反映方法の作業が適切であるかどうか、それを総括いたしまして、私どもがよりよい住民反映方法を提案していかなくちゃならないという、そういう任務が残っております。それは今後の課題だろうと思っております。

実はそれに関しても、新委員会が発足するとき、あるいはこの第2期委員会の第2期の運営の体制が確定したとき、ことしの2月でございますけれども、そのときに住民参加部会としてお願いしておりました新たな提案事項、住民参加にかかわる、住民意見の反映にかかわる新たな提案、対話集会を充実させる、あるいは対話集会にかかわる、そういうものをお考えいただきたいとお願いしておいて、その結果を庶務にぜひ提出していただきたいとお願いしておったんですけども、まだ意見が寄せられてない状況でございます。それもまたきょう、再度お願いいたしまして、今後の住民参加部会の任務を全うしていく材料にしたいと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

では、その1つ目の大事なことでございます。ほかの部会でも任務として今、必死になってやっておられる部分でございます。進捗状況の点検について、住民参加部会は他の部会と重複することがございますが、住民参加部会として提言、あるいはその提言の次の意見で述べたことが反映されているか、あるいは私どもの提言あるいは意見も間違った部分があった場合にはそれを真摯に受けとめて、それを含めて意見を述べなくちゃならない。点検をしながら意見を述べなくちゃならないと思っておりますので、その部分ができているかというところになるうかと思っております。

（1）平成17年度事業進捗状況の点検について

三田村部会長

では、1つ目に入ります。平成17年度事業進捗状況の点検について。

これは今後、こんなふうにまとめていきたいと思っております。きょう、まず部会としての意見を言う項目を抽出したいと思っております。

資料がございます。今、川上委員がおっしゃったのが、この前の検討会でご議論いただいた部分でございます。河川レンジャー並びに協議会、あるいは治水の水害に強い云々、みんなで守るとか、そういう項目でございます。それから維持管理の項目、それプラス、昨日の夜1時までかかって川上委員が抽出してくださった部分がございます。分厚い整備内容シートから抽出してくださったものが、お手元にあるかと思っておりますけれども、ごめんなさい、時間的な都合がありまして傍聴者の方にはこれが回ってないかも

しませんが、お許しいただきます。ご必要な方は、庶務に残部があるそうですので申し込んでいただければと思います。

非常に細かい部分で大変な作業の結果だろうと思いますけれども、実は住民参加そのものが直接かかわるというのではなくて、例えば、ある委員会がある進捗状況の中であるといったしますね。そこに住民参加の視点が入っているかどうか、あるいはその住民参加という視点が入っているにもかかわらず、その報告が余りなされてないんじゃないかとか、そういうものを抽出していただいた結果でございます。

例えば河川保全利用委員会というのがございますけれども、その中で流域の住民の意見を聞くとよろしいというぐあいに保全利用委員会がお考えになったら、それのご報告があってしかるべきですけれども、それがないだとか、あるいは、あった場合にはこういうぐあいにしていただいた方がよりよい住民参加のあり方じゃないかということがあるんだろうと思うんですけれども、これを全部きょうここで項目決定していくというのは非常に困難だろうと思いますので、ざっと見ていただいて、これだけはぜひ項目として上げていただきたいというのがございましたら、それをご議論いただきたいと思いません。

まず、河川レンジャーに関しては、これは間違いなく私どもの仕事だろうと思いますので、これは項目として上げたいと思いますが、ご異論ございませんか。

では、そのほかの項目ですけれども、検討会で提案されましたA4の紙、きょうお手元にある内容でございます、それを項目として抽出すべきかどうか、あるいはきょうのA3ですか、今、全員には配付されてないようでございますけれども、その中からこれだけはぜひ上げていただきたいというのがございましたらお願いしたいと思いません。いかがでございますでしょうか。

河川レンジャーを除いてでございます。

A3の、きょう、お手元に配付いたしました資料、作成していただいた川上委員に簡単にご説明していただこうと思いません。お願いいたします。

川上委員

ご検討いただく前にですね、ちょっとこの資料の説明をしたいと思いません。

一番上の行の横に並んでいるところでございますが、整備内容シートの番号がありまして、それから重要検討項目というのが、上のA、B、C、D、E、F、G、H、I、これを重要検討項目としております。それから、小委員会、協議会などというのが下の

1番から61番まで、このさまざまな委員会や検討会、協議会などのことを上げております。

それから次の欄、既設、未設置、あるいは設置予定というのもありますけれども、既に設けられているもの、設けられていないもの、これから設けるものの区別でございます。

次に、そのさまざまな委員会や協議会などが行政のみで構成されているか、学識者のみで構成されているかという区別がこの2行であります。

その次が、住民参加の態様というふうに大きくくくってありますけれども、その態様といたしまして、住民が委員として参加しているかどうかということで住民・委員参加型という案があります。次に、住民が専門家として委員会に参加しているか、そういうことを次の欄で上げております。さらに官民両輪組織型ということで、行政の組織と、それから民間の組織とが両輪となって何かを進めていくというのが官民両輪組織型であります。その次の欄が連携協働型、その次の欄が対話型ということで、住民の意見を聞きながら進める、あるいは対話集会などを開いて進めているもの。最後が管理分担型ということで、河川レンジャーに代表されますように、これまで河川管理者が専ら管理をしてきた分野に新たに住民を参加させて分担しようというふうなことで、河川レンジャーが最も代表的なものであります。

この区分と、それから下のさまざまに丸印がついておりますけれども、これは全く私の独断でつけましたもので、あくまで参考でございます。間違いが多分にあるかと思えます。きょうの部会が終わりましたら、河川管理者の方からですね、ここは間違っているというふうなことがありましたらご指摘をいただきたいというふうに思っております。以上です。

三田村部会長

ありがとうございます。

実は、今、間違いがあるかもしれないという表現をなさったんですけれども、ぜひ管理者から、これは違うぞというのがありましたらお教えいただきたいと思えます。

これのまとめ方をどのようにするかということの総括は少し後にいたしまして、いかがでございましょうか。ご意見を自由にご提出いただければと思えますけれども。項目として、この中で、ぜひ委員会の案の作業の中に入れるべきだというご意見がございましたら項目を挙げていただければと思えます。

はい。

寺田委員

川上さんがつくっていただいたこの表の、住民参加の態様の住民・委員参加型と、住民専門家・委員会型というのとの区別がちょっとよくわからないんですけども。これは専門家・委員会型というのは、この淀川環境委員会だけなんですけども、住民・委員の参加型とこれはどこが違うんですかね。

川上委員

一般住民がですね、委員として参加しているという例は多分おわかりいただけると思うんですけども、その一般住民の中でも特定の、例えば魚類とか植物とか、そういう分野に特に詳しい知識や経験を持った方、そういう方が専門家として委員会や協議会に迎えられている場合のことを述べている、挙げているわけです。例えば、前第1次の流域委員会でお名前をちょっと挙げさせていただくと、紀平委員とか有馬委員なんかそういう例に当たるかなというふうに考えております。

つまり、いわゆる大学の先生のように学識経験者でなくても、専門家として認めているというところを評価したらどうかという考え方なんです。すいません。

三田村部会長

よろしゅうございますか。

本当は、これは今後のことになるとは思いますけども、そういう住民の方々がどのように選出されたのかということが非常に気になります。管理者側が住民代表だと思い込んで選ばれたのか、それとも、ある手続を踏んで選ばれたのかということも、住民参加としては非常に重要なことだろうと思うんですけど、それもまた今後の勉強をしていく中で、あるいは点検をしていく中で意見を述べていかなきゃならないことだろうと思いますけども。

いかがでございましょうか、ほかで。

はい。

谷内委員

谷内です。住民参加部会の事業項目の検討方針について、ちょっと再確認させていただきたいんですけど。

住民参加部会は、たしか、特に河川レンジャーというのが非常に大事な項目だということで、これは住民参加部会の方でやっていこうという話だったと思うんですけど、そ

れ以外に非常にたくさんの項目を上げて、ちょっと時間的にどうなのかというのが私自身は気になります。大事な項目を挙げるという作業自体、非常に素晴らしいことだと思うんですけど、やはり時間もありますから重要な項目に絞ってやるべきではないかと、そういうふうに思います。

その場合、ちょっといつだったか忘れましたが、以前の部会あるいは検討会のときに、やはり住民参加部会の方は、検討内容に関してはそんなに無理をしないで、住民参加部会の方で本当に大事なことというのはこれから、住民の意見の反映方法についてこれからまとめていくということだったと思うんですよ。だから、そこら辺の方針について、もう一度、部会長あるいは委員長の方からご確認をお願いしたいんですけど。

三田村部会長

ありがとうございます。そのご意見を待っておりました。

実は、本日から出発するような議事の進め方をしております。この進捗状況の点検については手続上としては本日が初回でございます。そういう意味において、河川レンジャーも本日ご確認していただいて作業に入るといってございませうけれども、検討会で先行して素案をまとめていただいたのが、きょう、資料として出ておりますけれども、ほかにもあるんじゃないかと。そのあるかないかということをもとに認めていただかないと次のステップに入れられないというので、こういう議事の取り回しをしておりました。

実は、私の案といたしましては、川上委員がおまとめいただいたこの詳細な結果でございますけれども、これは住民意見の反映方法をより充実させていく、あるいは対話集会にかかわるようなものを挙げていく、そういう意味において総括していく資料にしていきたいなというぐあいには考えております。そういう意味ではこれを無にしないで、非常に大事な資料として残していきたいなと、その部分は谷内委員が申されたことと全く同じでございます。ですけれども、点検というところでぜひ残しておきたいという、7月6日の委員会にぜひ住民参加部会として意見を入れていただきたいということがありましたらということでお尋ねしております。いかがでございましょうか。7月6日に上がらないからといってこれを無にするようなことにはならないと思います。後で生きてくる資料でございますので。よろしゅうございますか。

もとに戻りまして、検討会で、河川レンジャー以外でご検討いただいたようでございますけれども、その項目。琵琶湖・淀川流域水質管理協議会の検討、あるいは治水事業の中で、水害に強い地域づくり、自分で守る、みんなで守る、地域で守ると。それが

ら維持管理で、河道内ゴミの処理及び云々という。それから河川環境の保全のための指導というのが前回の検討会でご検討いただいたようでございますけれども、これも項目として、7月6日の委員会案として抽出しなくてよろしゅうございますか。もちろんこれも、今後の私たちに課せられた任務の中の重要な部分にかかわってくるとは思っております。

ちょっと事前配布もなくでご判断を今いただくというのは難しいかもしれませんが、後のところでもう一度戻ることが可能だということにさせていただいて、河川レンジャー以外の部分で項目抽出をやるべきだというご意見が後で出ましてもそれを取り上げるような取り回しをしたいと思っておりますのでここで一たんこれを置きまして、河川レンジャーの部分について進めてまいりたいと思っております。河川レンジャーの項目は決定したというぐあいに考えさせていただきたいと思っております。

本来、各部会ではそれぞれの点検について河川管理者からパワーポイント等で説明させていただいて、一般傍聴者を含めてそれを理解して議事が進んでまいりました。ところが、テーマ別部会についてはそれよりも前に素案の検討会がなされました。きょう初めての一般傍聴者の方もいらっしゃるかもしれませんが、委員の方々はどう度も、特に河川レンジャーに関しては各部会でご説明がありますので耳にたこができるくらい聞いていらっしゃるかもしれませんが、部会としてのけじめもございまして、昨日河川管理者にパワーポイントでご説明していただくようお願いいたしました。それを私どもはもう一度おさらいをして一般傍聴の方とともに問題点などを共有していきたいと思っております。

そのパワーポイントでご説明していただいた後、検討会で素案が出ておりますので、それをもとに個々の部会の委員の方々と議論していただこうと思っております。他の項目についても本当はそこで議論する予定でございましたけれども、ちょっと時間的にまだ皆様方からご提案いただけないかもしれませんので、そのことに関しては保留しておきたいと思っております。その後の作業についてはまた後で説明していきたいと思っております。

とりあえず、河川管理者にご説明していただければと思っております。よろしく願いいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。河川ごとに河川レンジャーについてその取り組み状況を説明させていただきたいと思っております。それぞれのお話でございましたように、各地域部会で一度説

明をさせていただいておりますので、ごく簡単に説明させていただきます。

まず、淀川でございますけれども、これも当初流域委員会の方からご提案をいただいて河川レンジャーという取り組みを進めてございますけれども、淀川の場合は、平成15年9月から試行活動を進めています。

16年度のときに一度、流域委員会の方からその進捗点検に当たってご意見をいただいております。全部でそのときに7つの課題があるということのご指摘をいただいております。これについてはまた後で振り返りたいと思います。

現在のシステムですが、運営会議というのがございましてこれが中心でございます。これは、管内を5つのブロックに分けまして、府、市町村、それから学識者の方に加わっていただいた会議でございます。この中で、それぞれの個々のレンジャーの方々の活動の年間計画を議論したり、あるいはその活動の支援そしてフォローをします。さらには、レンジャーにふさわしい方を選んだり、あるいは場合によっては不的確というような判断もここでやっております。そして、もう少し広い視点で、これらの試行活動を踏まえた上で今後のレンジャーの役割ですとか今後の活動等についてご意見をいただくということでこの検討懇談会というのを設けてございます。

これとは別に、新たにレンジャーの方々にどんどん参加していただくというためのツールとしてレンジャー講座、それからこの講座を受けた方々からレンジャーにふさわしい方を推薦いただく推薦委員会というのを別途設けてございまして、こちらについては19年度、来年度からの本格実施ということでございます。これとは別に、レンジャーの方々同士の意見交換の場ということでレンジャー会議というのを設けてございまして、全体としてこういうような構成をしております。

今までどういう活動をしてきているかということでございますけど、伏見で2名、福島の管内で2名、計4名の方が活動してございまして、伏見の方では、自然観察会ですとかジュニア河川レンジャーといたしまして小学生の方々に川に関する教室をいろいろ開いてというような活動、それから下流の福島の方では、リバーウォッチャーといたしまして野鳥観察会ですとか、小学校や中学校と連携をいたしまして水防工法の体験といったような活動をいただいております。

最終的には河川管理者と住民とのコーディネーター役ということでございますけれども、現時点ではまず沿川住民の方々に川に興味を持ってもらえるような、そういう活動に力を入れているということにして、今年度4名から10名程度ふやしまして、全体で15

名程度で試行を続けていくということでございます。

そういう試行の中で、課題に対する現在の取り組み状況ですが、先ほど流域委員会の方からのご意見でいただいた課題でございますけれども。まず、ふさわしい人材を発掘する手法の開発ということについては、今年度試行的にレンジャー講座をやりまして、先ほど申しましたように来年度から本格的に一般公募に向けた取り組みを検討中でございます。それから、権限の明確化については今こういう試行を重ねながら今後とも検討していくということ。それから待遇ということですが、当初1年間試行を行いまして継続がオーケーという場合には任期は2年ということでございますけれども、その報酬という意味では現在月額5万円、そしてレンジャー活動に対する実費をお支払いしているということでございます。

それから、他地域のレンジャーとの整合性ということですが、これについてはレンジャー同士の意見交換によってその取り組みを実施していくということでございます。それから、進化・システムの開発ということですが、これについても試行を重ねながらシステムの検討をしております。行政との関係という意味では、こういうシステムの中で継続的に進めていこうということでございます。それから河川レンジャーへの河川行政情報の提供ということですが、これについては日ごろの各出張所とのコミュニケーションによって当面は行くと、こういうことで進めておるところでございます。

淀川については以上でございます。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。続きまして、琵琶湖の河川レンジャーについてご説明いたします。

まずは計画の中身ということでおさらいになりますが、基本的には、日常的な信頼関係を住民と行政の間で築く必要があると。そのために住民と行政の間に介在してコーディネートをする主体ということで整備方針の中に記載されているところでございます。

琵琶湖河川事務所の置かれた立場でございますが、背景として非常に特殊な背景があると思っております。それは、琵琶湖周辺に水に関係する住民団体だけで約200団体が存在して、琵琶湖流域では非常に活発に住民団体の活動が行われているという背景がございます。

そこで第1段階に変わりますが、これは平成16年に少し試みたものなんですけれども、ウォーターステーション琵琶という建物がございます。これはもともと住民連携の拠点として、住民の方々に使っていただくために設置された建物で、会議室や発表の場とし

てそういったフロアがあるということで、実際にこの段階でこのウォーターステーション琵琶で活動されている方々も何十団体がおられました。そういったところから、試行の第1段階ではそういった活動をされている方々のネットワークをつくりましょうかということでこちらからアクションを起こして、住民団体の方々に情報交換、それから今プラットフォームと言っておりますけれども、そういったネットワークの場というものを構築し始めたのが平成16年でございます。実は、この段階でうまく行けばこの住民の団体の活動の中からリーダーシップをとっていただける人が出てきてくれないかなと、そういった方々が河川レンジャーの役割を担っていただけないかなというねらいもございましたけれども、実際やってみますと、やっぱりそれぞれ皆さんお互いがお互いを尊重される方で、どうしても、全体をとりまとめてリーダーシップをはかっていこうという方は生まれませんでした。

そういうことで、第2段階ということで、平成17年、昨年度から少し取り組みを変えて行きました。ここではそういったレンジャーの役割を理解して遂行できる人を育成するというので、そのために一定のオーソリティー的な部隊といいますか、役割が必要だということでございました。

そこで準備いたしましたのが、まずはこういった河川レンジャー制度検討委員会で、河川レンジャーをある意味任命していく仕組みがやはり必要だろうということで、まずは河川レンジャー準備会ということで学識者を中心とした準備会を設置して、河川レンジャー制度検討に必要な枠組みの検討と河川レンジャー制度検討委員会の委員の選考ということを書いてありますが、要は、こういったものが河川レンジャーとして、制度として必要かという検討会を設けるに当たって、まず準備をしたということでございます。この際に決まったことは、学識者と河川管理者と住民をその検討会に入れて、住民の意見も聞きながら制度をつくっていこうということでございます。そのために、住民の方々をこの検討委員会で公募いたしました。そして、公募をするということで何名かの方々に河川レンジャーとは何か、河川レンジャーのイメージが余り固まっていない段階だったのでいろいろと住民の方々からも意見がありましたけれども、その中でも議論にできるだろうと思われる方に参加していただいて、学識者と河川管理者で制度検討会をつくったというところでございます。

その制度検討会では、公募委員を5名、学識者を3名、河川管理者、国と県で2名、合わせて10名から河川レンジャーの検討委員会を設置して、河川レンジャーとはどうあ

るべきか、その役割は、育成方法、選考方法について議論をしてきたというところまででございます。

その結果ですが、正直、完全に煮詰まるまでの議論はなかなか整理ができませんでした。というのは、やはり河川レンジャーとは何だろうというところが実際にははっきりしなかった部分もあったということです。そこで、実際にある程度活動をしていただきながら、試行をしながらまた河川レンジャーについて検討していこうということになりましたので、河川レンジャーを実際に公募するという形で河川レンジャー候補の抽出というか公募をさせていただきました。

この河川レンジャー制度検討委員会でその河川レンジャーの審査、これは論文を書いていただいてその論文を審査する1次審査、それからその論文の中から、これは河川レンジャーとしてふさわしい活動となり得るだろうと思われる方の直接面接を行いまして、結果5名の方を今回河川レンジャーとして選出させていただいたということでございます。

その河川レンジャー制度検討会は、ここまでを役割として規定しておりましたので、河川レンジャーを選定した後はそのまま組織を河川レンジャーアドバイザー委員会という形にし、本来であれば新たにつくるべきところですが、試行するという事で河川レンジャーを始めるに当たってはやはり責任を一部まだ残しているだろうということで、委員の方にはそのまま河川レンジャーアドバイザー委員会に引き続き参加いただき、河川レンジャーに、試行段階ではありますけれども具体的な活動をやっていただきながら、その育成と連携を図りました。

一方で、河川レンジャーと河川レンジャーのアドバイザー委員会を支える事務局という形で活動の拠点としてウォーターステーション琵琶というものを今の段階では規定させていただいて、その事務局、そして河川レンジャー、この三者で連携しながら当面河川レンジャーの試行をしていこうという仕組みを、18年度から取り組みを始めたというところでございます。

これは参考情報とありますが、これはこの場が平成17年度の進捗状況点検ということで先ほどのところまでが進捗状況の点検になるかと思いますが、その平成18年度以降実際に取り組みを、試行を始めておりますので一応ご報告をさせていただきます。河川レンジャー5名、選ばれた方々はそれぞれ河川レンジャーミーティングということで河川レンジャーとしての役割だとか河川レンジャーのモラルと書いてありますが、要する

に住民と行政のコーディネートをするという役割を担うためには一定の考え方をはっきりさせておかないといかんだらうと。

要は、いわゆる中立的な立場でコーディネートしていただかなきゃいけないので、そういった信頼関係を築くためにはどういう考えが必要かということ。あるいは、琵琶湖河川事務所で一体どういう事業が行われているかといったこと、いわゆる勉強の場という形にはなりますが河川レンジャーミーティングを実施して、適宜、河川レンジャーアドバイザー委員会でそれらのご報告をいただきながら意見を交わしているというところでございます。

こういった状況の中で、これまではこういった、どちらかといえばデスクワーク的なことをやっておりましたけれども、4月以降実際の活動を試行的に行って、7月以降というか6月以降ですね、行っていただくこうということで取り組みを始めているところでございます。

琵琶湖の取り組みは以上です。

河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 桜井）

木津川上流河川事務所の桜井でございます。続きまして、木津川上流河川事務所の取り組みについてご紹介させていただきます。

木津川上流河川事務所では、残念ながら現在までのところまだ準備段階にとどまっております。試行や先ほどの検討委員会の開催といった状況にはまだ至っておりません。木津川上流河川事務所といたしましても、先ほどの琵琶湖あるいは淀川のご説明でありましたように、運営会議あるいは制度検討委員会そういったものを設けて、木津川上流河川事務所ではとりあえず懇談会という形を予定しておりますけれども、そういったところで河川レンジャーの役割とかメンバーの選考法そういったものを検討していただくというふうなことを考えておりますが、その前段階として、そういった懇談会をどういふふうにつくろうかということについて準備会を開催したということまでにとどまっております。

準備会のメンバーとしましては、川を中心とした活動をされている地元のNPOの方々、それから伊賀市や名張市といった自治体の方々、こういった人たちに入ってきていただきまして、今後の展開を検討していただく懇談会の委員の構成やそこでどういったものを検討していただくかということについてご議論いただいたというところでございます。

そこで話をしております、木津川上流河川事務所で基本的にこういった考え方で進めるかということにつきましては、ここにお示ししてありますように、特にこの伊賀地域というのが災害の歴史がありますし、それから上野遊水地事業計画等があります。こういったことから、防災面を基軸としたものとして、さらにそれに環境学習や動植物の保護活動、不法投棄、そういったものの指導に発展させていきたいというふうな形で検討を進めさせていただいております。

具体的な今の状況でございますが、今ご説明しましたように準備会というものを17年度に実施しまして、18年度以降はこれから、その準備会の委員の方々はその懇談会にそのまま移行していただき、それに加えて伊賀市や名張市からの、行政からの推薦者それに公募枠での委員を加えまして懇談会を設けて、その中でレンジャーの選考方法やどういった活動をするか、そういった基本的なものを協議していただき、年度末にはなるべく早く試行に入りたいというふうに考えております。

こういった状況で、まだ具体的な状況の進展というのはいないんですけれども、一番木津川上流河川事務所として課題というか悩んでいる部分というのは、この地域は流域の人口が25万人と。それに対して流域の面積は約1,300km²と。下流の、先ほどの琵琶湖や河川に比べると非常に面積、河川の延長は大きいのに比べて人口は少ないということで、一番の課題は人材の確保だというふうに考えております。現時点での確保ということも当然難しいんですが、特に河川レンジャーを継続的に運用・実施していくためにはそういった人材をいかに確保・育成していくか、例えば研修などになるかと思いますが、そういったところに工夫が必要ではないかというふうに考えております。

また、現在、現実的な話としてはそのNPOの方々というのがそういった河川レンジャーに対してご協力をいただけることを期待し、そういう戦力になっていただけるものと考えておりますけれども、当然この河川レンジャーというのはそういった住民の方々と行政の方々の橋渡しをしていただき、独立したものとして我々はその役割を期待しているわけで、そういった意味でも、ちょっと先ほどの話に戻りますけれども、そういった人材をいかに育成していくかということが木津川上流河川事務所の最大の悩み事であり、ぜひその部分についてアドバイスをいただけたらというふうに思っております。

以上です。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 松尾）

続きまして、猪名川河川事務所の松尾でございますけれども、猪名川の状況について

ご説明させていただきます。

猪名川では、まだ本格運営の前段といたしまして運営検討会を開きまして、今後の河川レンジャーのあり方、運営のあり方等について議論を進めているという状況でございます。

そうした中で、平成16年度までは学識委員3名に参加いただいたの準備会だったわけですが、平成17年度からは新たにレンジャー委員という形で地域で活動されている方々3名の方に参加いただきまして、その試行活動を通して検討を進めているという状況でございます。

試行活動につきましては、ここに書いてありますが昨年9月以降3回活動を行っております。また、レンジャー委員の方々には6回のレンジャー会議に参加いただきまして、その試行活動のあり方またその反省等を踏まえての今後のあり方等について議論いただき、それを全体の運営検討会で議論したという状況でございます。

取り組みの状況ですが、1つは、試行活動を通して流域全体での活動団体のネットワーク化ができてきているということ、それからまた、PRですが、当然試行活動に参加いただいた方々へのPRはもちろんですが、それ以外ではホームページでのPR、また地域のケーブルテレビでの放映等で、その試行活動についての広報を行っているという状況です。

これは試行活動の状況の写真でございます。

試行活動での反省・問題点等でございますけれども、1つは、河川レンジャーとしての役割がまだはっきり区別できないというところございまして、まだまだその試行活動の範囲が、今回は清掃活動を中心ということもありまして今後幅を広げていきたいと思っております。それから、そういった役割がはっきりしないということからメリットがまだ実感できないということもございまして。また、今後こういった活動をしていくかということについてもっと明確にすべきという意見も出ております。それから拠点について、まだ猪名川では活動の拠点となるような場所等はありませんので、そういった会議室等の場所を確保していくということが課題として上げられております。

今後の運営でございますけれども、平成18年につきましてはもう少し人員をふやし、また活動内容についても各自行いながら試行活動を行い、さらに検討を進めていきたいと思っております。

猪名川では以上でございます。

三田村部会長

どうも、河川管理者の方々にはご無理を申しまして申しわけありませんでした。今、パワーポイントでご説明していただいた内容に関してご質問等ございましたらお願いいたします。

住民参加部会で取り扱うべき河川レンジャーの項目内容については後でご議論したいと思いますが、とりあえず今のご報告、ご説明に対してのご意見あるいはご質問、お願いいたします。いかがでございましょうか。

千代延委員

千代延です。今、それぞれの河川事務所からご報告をいただきましたけども。河川レンジャーの処遇等はこれから活動いただく基盤になると思いますが、そういうことについて横の、各河川事務所の方で、ある程度共通することなので事務所間でいろいろ協議をされているのではないかと推察していますけども、そのあたりはいかがなものでしょうか。

三田村部会長

もしその協議がございましたら、お願いいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。基本的にそこも、今は各事務所の裁量で行っております。私の説明のときに申しおくれましたけれども、報酬といいますが支払いは月額で約5万円支払っております。金額は淀川と一緒になんですが、報酬の払い方としては、私どもは毎週1回報告をしていただくと。その報告に対する報酬ということで支払っているということ。今、制度を試行的に動かしているということで私どもは別途そういった業務を発注し、発注した業務の方からそういった報告書作成に当たっての報酬ということでお支払いしているということで、ほかの事務所の支払いの仕方とはちょっと違っております。

今の段階では、それぞれの事務所がそれぞれ工夫してやっているということで、今年度はそれぞれの支払い方をしましようということにしております。いずれこういったことを整理して、制度を確実にした場合は一定の支払いの仕方はやはり共通にすべきだろうという議論をしているところでございます。

三田村部会長

今ののでよろしゅうございますか。ほかの事務所からは。

千代延委員

いや、もう。

三田村部会長

よろしいですか。ありがとうございます。ほか、ございませんでしょうか。河川レンジャーに関しては何度も出ておりますのでご意見も少なからうと思いますけれども、いかがでございましょうか。

高田委員

高田です。今の琵琶湖の場合、試行的にやられて、その報告内容というのは大体どんな項目が出てきているんでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。4月以降行っているわけなんですけど、まず4月、5月の段階は、レンジャーの方々にミーティングを開催していただいて、先ほど少しパワーポイントでもご説明したように、河川レンジャーとは何だろうということそれぞれ議論していただいて、その議論した内容を報告いただいております。あるいは、河川レンジャーのモラルとは何だろうと。

つまり、河川レンジャーに今回選出された方々すべて、独自にそれぞれの活動をしていらっしゃる。それぞれの活動をするに対してそのまま報酬を支払うと、当初申しましたように琵琶湖には200以上もの住民団体がおられますけれども、そういったところに対して、一方では何か活動に対する支援がされているのではないかという目で見られるとバランスが非常に悪くなるだろうと。レンジャーとして任命した方に対してもしそういった目で見られると、レンジャーとしての活動に支障が生じるだろうと、このようなことをいろいろとレンジャー同士で議論いただいたことを報告いただいている状況です。

4月、5月の段階でそういったことを机上でいろいろ議論していただければ、ずっと議論つくせない、つくせないというかいつまでも議論するわけにもいかないものですから、今の段階ではそれぞれ、今度は具体的に現地に出て活動していただくということを努めているところでございます。

三田村部会長

ほか、いかがでございましょう。はい。

田中委員

田中です。各河川のレンジャーの組織について、今いろんな権限だとかいろんな処遇だとかの問題が出ていて、規約としてそういうものをつくっていく必要があるのではないかと思います。あるいはもうあらかじめ内定、つくっておられるのかもしれませんが、その規約というものはもうつくっておられるのでしょうか。

三田村部会長

各事務所で。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の場合はできております。まだ案という状況でございますけれども、それで運営いたしてございます。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖についても、試行の段階での規約というものは一応つくってございます。

田中委員

一応、試案みたいなものはできていると。

河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 桜井）

木津川上流では、先ほどの話のように今後の懇談会の中でその規約を確定していくということになるかと思えます。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 松尾）

猪名川でございますけれども、猪名川ではまだ正式な運営要領はできておりません。一応その案はありますけれどもまだそれに基づく運用は行っていなくて、あくまでも現時点では、運営検討会の規約に基づいて検討会として動いているという状況でございます。

三田村部会長

ほか、いかがでございましょうか。それでは、時間の都合もございまして、具体的に住民参加部会としてどういう点検の意見を言うべきかという内容に入っていきたいと思えます。

きょうの審議資料の1の冊子をごらんになっていただきたいと思えます。ここの「計画」の部分に河川レンジャーに関して今まで各部会に提案された各委員の意見分布がここに掲載されております。住民参加部会に考慮されたものというふうには私はちょっと見てないんですけれども、主にお書きになった川上委員、それでよろしゅうございませぬ。

この中から住民参加部会として言うべきこと、すなわち、先ほど河川管理者がご説明なさったときに感じた、皆さんもお感じになられたと思いますけれども、温度差がございます。その温度差の中身は進行状況の違い。これはいずれ埋まることだろうと思います。もう一つ重要なことは、各河川に特有なこと以外に、それぞれの考え方が違ったのが表に出てきている。河川レンジャーがいかに運用されていくべきかというところで少し違いが出てまいりました。これは、今統一する必要は決してないと私は思っております。ソフトな私どもの提案あるいは意見でございましたから、それに対してこれであるというものはまだ見えてこないと思いますので、むしろそのところに違いがある方が将来非常によい河川レンジャー制度が確立するんじゃないかと私個人的には思っております。そういう意味でいうと温かく見ていきたい、あるいは競い合っていたきたいなと思っております。

もう一つ大事なことは、先ほど申しましたように提言あるいは意見で述べました私どもの部会の趣旨を本当に理解していただいて今実践に移っていただいているかどうかという、各地域別部会を超えた根本的なところがこの部会で問われているまとめ方だろうと思います。そこに集約していく作業に今後移らなきゃならないと思います。そういう意味において各部会で、特に地域別部会ですけれども、それでご意見をいただいたのがこの資料の1にありますので、それに沿って今ご審議していただきたいと思っております。

まず、個別的なことから入っていききたいと思っております。結果的にはこの中を十分集約して縮めた内容にしていききたいということと、それから追加して全体にかかわることを含めていききたいと、そんなふうに考えておりますが。まず個別的な、琵琶湖部会あるいは淀川部会、それから木津川上流、もう一つ猪名川とございますけれども、そこにご意見いただいた方のお考えを簡単に述べていただくとともに、それぞれの、琵琶湖部会にこれプラスこういうことを、琵琶湖部会からの意見としてというよりも琵琶湖部会にかかわる部分として住民参加部会から申し込みたいということがあればおっしゃっていただきたいと思っております。

まず、琵琶湖部会に行きたいと思っております。田中委員、本当に簡単にご説明いただきます。

田中委員

琵琶湖部会では、意見はなるべく簡単に記述してほしいということで短く、評価などはちょっとさぼって省略したんですが。いろいろ検討していただいたプロセスはよく理

解できているんですが、やはり中で取り決めされたこととか、先ほども何回も出ているようにいろんなことをポイントポイントで資料として部会に提出していただきたいと。それはやっぱり委員間の情報の共有として大事ではないかということの一つ感じたということでございます。それは、例えば河川レンジャー準備会あるいは河川レンジャー制度検討委員会、そして次には河川レンジャーアドバイザー委員会というふうに順序に変わってきて、最終的にレンジャーが任命され選定されたわけなんですけど、できればそういう方々のお名前も知りたいということでございます。情報の共有の必要性を申し上げたいと思います。

それからもう1点は、現状では河川レンジャーというよりは琵琶湖レンジャーに近いものではないかと。つまり、特色としては琵琶湖が大きなウエイトを持っておりますから、当然でありますけどそこに流入する河川というのはまさしく生命線ですから河川レンジャーの主旨からいえばこちらに重点をおかなければなりません。特に滋賀県はいやしの県ということで、人口がますますふえているということになれば各流域の河川環境や土地利用の変化も出てくると当然思いますので、レンジャーと住民との協働ということは非常に琵琶湖にとって大事ではないかということです。河川環境が改変されたあとではどれだけ住民運動が困難か過去が物語っています。住民協働を確立するためにも早急にしなければならぬと思います。

三田村部会長

ありがとうございます。私のお願いの仕方が少し説明不足でまづかったようです。今後川上委員を初め各部会でご意見をいただいた方にご意見を伺うんですけれども、各地域別部会でお願ひする内容も少しご報告していただいていた方がいいんですけれども、できましたら住民参加部会の中で取り上げるべき琵琶湖部会の内容だとかそういう視点でご説明していただけると後の審議に役に立ちますので、よろしくお願ひいたします。

では、川上委員、お願ひいたします。

川上委員

川上です。流域委員会が提案いたしました河川レンジャーの構想というものは、それを実現するに当たっては、人材の確保とかあるいは権限とか処遇とかレンジャー自身の安全確保とかですね、さまざまな解決すべき課題や問題点を内包しておりまして、住民参加部会としてもちゃんとした意見ではなくて参考意見として、平成15年12月の意見書の中で述べさせていただいたわけなんです。この参考意見にも過ぎない河川レンジャーが、整備局の新

たな河川管理へ転換しようという、非常な熱意を持って取り組んでいただきまして、極めて意欲的に全国で初めての、ある意味で官設の河川レンジャーというものの実現に向けて取り組んでこられたことは、非常に委員会として高く評価していいのではないかとこのように考えるところであります。

4ページの、淀川部会。

三田村部会長

ちょっと待ってください。それぞれの事務所ごとに行きたいと思いますので。

川上委員

なんですけれどもですね。淀川部会が、今ご説明になりましたように平成15年度から試行的に始められて、最も早く始められて、そして内容的にも非常に進んでおられるように私は受け取っておるんですけれども。その淀川部会で取り組んでいらっしゃる内容と、これからこういう検討が必要なんじゃないかというふうなことを、まずちょっと簡単に申し上げて、ほかの部会で述べていることは、かなり淀川部会を参考にしてほしいみたいな述べ方をしておりますので、ちょっと淀川部会について先にお話ししたいんですが、よろしいでしょうか。

三田村部会長

それは私の予定がございますので。

川上委員

だめですか。では、琵琶湖部会について、ここにも書いているとおりなんですけれども、みずから考え、みずからつくる協働と連携ということが琵琶湖の河川レンジャーのキャッチフレーズになっているんですけれども、これをちゃんと理解していただくのはなかなか難しいかもしれないということを述べております。琵琶湖での取り組みというのは短期間でシステムをつくられたわけなんですけれども、非常に内容的には極めて適正であるというふうに私は考えました。今後は、やっぱりこの試行の結果をアドバイザー委員会にフィードバックされて、そして河川レンジャーの資質を上げたり、またその制度としての完成度をさらに高める努力を続けていただきたいというふうに考えております。

三田村部会長

ありがとうございました。今、田中委員と川上委員に琵琶湖部会にかかわる、すなわち琵琶湖河川事務所にかかわる河川レンジャー制度のことについて、できるだけ住民参加部会で取り上げるべき内容について補足説明をしていただきました。

ほかにはいかがでございましょうか。琵琶湖部会の内容で、ぜひもう少し広い視野で考えた場合に、ここがまずいんじゃないか、あるいはここは評価できるんじゃないかということがございましたら、ここに書いてある以外にございましたらちょうだいしたいと思います。といいますのは、後で作業をするときに非常に参考になりますので、ぜひご意見いただきたいと思います。個別的なことは各地域別部会にご提案していただいた方がよろしいんですけども、住民参加部会として取り上げるべき内容で琵琶湖部会をお願いしたいこと、あるいは意見がございましたら、ぜひいただきたい。いかがでございましょう。後で作業をする前に皆さんにお諮りといいますか、この後でご意見をいただくような時間を設けますので、作業をするまでの間に。そのときでも結構ですけども、今ございましたらお願いいたします。

次、淀川に移ってよろしゅうございましょうか。淀川部会なんですけれども、川上委員にちょっと待ってくださいと言いましたのは、実は4ページの1から6までのところは、住民参加部会として考えていかなきゃならない根本をうまくまとめてくださってます。この視点をベースに置いて意見をまとめていきたいなと思っております。そういう意味で、ちょっと待ってくださいというふうに申し上げたんです。まず、では川上委員からお願いいたします。

川上委員

先ほど田中委員の方からもお話がありましたように、委員間で情報が共有されていない状況にあると思います。これは河川レンジャーの事業についてだけではなく、先ほどA3判のさまざまな委員会や協議会についてのリストアップをいたしましたけれども、こういうさまざまな委員会や協議会の内容が流域委員会に余り伝わってこないために、いきなり整備内容シートを渡されて評価しろと言われても、なかなか難しい部分があります。河川レンジャーにおいても、そのとおりであります。

淀川河川事務所では、河川レンジャーの運営要領案というのを非常に時間をかけて、精細な検討をされて、非常に何と申しますか、精緻な運営要領がつくられました。これは恐らく、先ほど来話題になっております、近畿地方整備局の管内における河川レンジャーの制度の基本になるようなものではないかというふうに私は考えておまして、それは皆さんには情報が行ってないわけですけども、それは一日も早く資料提供をしていただいて、情報共有をした上で、きちっと評価をしたいというふうに考えております。

今後さらに取り組む必要があるものとして1番から6番の項目を掲げておりますが、河

川レンジャーの募集のための講座、研修の科目、講師、研修資料の編集など、河川レンジャーの具体的な事業を進めていくための準備を、可及的速やかにやっていただく必要があるということと、それから河川レンジャーに選任された人が一定期間ごとにレベルアップをするためのフォローアップ研修についても検討されるべきだということ、1番で述べております。

2番目に、活動拠点としては当面、淀川資料館、河川公園事務所、三栖閘門資料館等を活動拠点とすることにしているわけですが、河川レンジャーの活動拠点というのは、流域委員会が一方で提案いたしました流域センターとして、住民や住民団体に開かれた場として活用することが望ましいというふうに述べております。

それから、処遇につきましては、河川レンジャーの活動は無償奉仕活動ではなく、報酬や身分がきちんと保証されて初めて成り立つと言っても過言ではないということで、現在の試行段階では勤務形態は非常勤、時間限定、休日勤務などの非常勤になっておりますけれども、将来的には公務員としての雇用ではなく、常勤という勤務体系も想定すべきであるというふうな意見を述べております。

4番目に、広報活動ですけれども、社会の認知度はまだまだ低いので、優秀な人材を確保するためにもさまざまな広報活動を検討して、有効に行ってもらいたいという意見を述べております。

それから、職員の認識ということ、5番目に挙げておりますが、職員の方々は大体2年、3年で異動されるため、河川レンジャーの存在意義等についての認識というものをきちっと継承して行ってほしい、そのためにはどうしたらいいかということを考えていただきたいということ、5番目に述べております。

6番目に、自治体の認識でございますけれども、直轄管理区間だけではなくて、自治体が管理している区間においても、将来的には広げていくということであるとするならば、自治体の理解と協力というのが必要なので、そういう取り組みが必要だということを書いておりますが、既に今の各事務所の検討懇談会等におきましても自治体の委員が選ばれて入っておりますので、今後自治体とはきちんとタイアップしていかれるのであろうと思っております。

いずれにしましても、今後も試行の結果をフィードバックして、さらに制度としての完成度を高めてほしいというふうにしております。

三田村部会長

ありがとうございます。実は先ほど少しコメントいたしましたが、4ページの1から6は淀川部会の河川レンジャーの活動についてのコメントでございますけれども、内容は別個にいたしまして、こういう視点から住民参加部会として4つの事務所の活動を総括していくというのが、一番わかりやすいんじゃないかとは思っております。

ちょっと川上委員にご質問したいんですけども、5番目の職員というのは、これは管理者職員並びに国の職員という意味ですか、そこまでは広げないのでしょうか。

川上委員

河川事務所の職員の方々です。

三田村部会長

他流域も含めてということですか、この4つの事務所の方々。

川上委員

他流域、自治体の管理している区間。

三田村部会長

いえいえ、例えば九頭竜川だとか何とかと国全部、要するにその辺の認識が非常に重要だよという意味で書いてらっしゃるのか。それとも、少なくともこの。

川上委員

少なくとも近畿地方整備局内ということでございます。

三田村部会長

わかりました。淀川に関しては、川上委員が素案をご提出していただいているに過ぎないんですけども、ほかにございませんでしょうか。はい。

村上興正委員

書かれていることは非常にいいと思うんですが、わかりやすくするために、河川レンジャーの支援体制の確立みたいな問題と、河川レンジャーの資質の向上みたいな問題とは分けて、その中に小項目を入れていくという形にした方がわかりやすいと思うんですよ。そういった組みかえ等をやればいけると思います。それから、6番目の指定区間外区間というのはようわからんのですが、これは直轄区間外のところもちゃんと視野に入れなさいということなんですね。何か、この言葉が非常にわかりにくくて。恐らく、直轄区間と直轄区間外という言葉でたしか言っていると思うんで。

川上委員

そうです、そういうことです。

村上興正委員

そうですね。それから、処遇のところでも前に問題になっているんですが、公務員での処遇でなくというのは非常にわかりにくいので、僕は常勤的な非常勤という構想を呈すべきであると、要するに非常勤での扱いは変わらないけども、それがかなり常勤的なものに近いものにしようと、そういう話でいいんじゃないかと思うんですよ。そういったちょこちょことした修正はありますが、基本ラインはこれで僕はよくできていると思ってます。

ここに書いてあることを一般論として出せば、恐らくここの住民参加部会であるとしたら、一般的な特性としてこういうことには、だから評価基準ですね、評価基準の視点みたいなものですね。今はまだ視点だけですけども。こういうことを気にしなさいよというのをつくるのが最初の部分で、個々についてはそれについてチェックして、この部分はいけるけど、この部分はだめとか、項目ごとに評価していくというのが非常にやりやすいやり方だと思います。

三田村部会長

そのように考えております。ありがとうございます。

今の指定区間外区間というのは、これは実は第1期の流域委員会でも非常に難しい言葉だということになりましたけれども、どうもちゃんとした用語なので、そのまま使わざるを得ないということだろうと思います。

村上興正委員

そうですか。

三田村部会長

ほかはいかがでございましょうか。ご意見いただきたいと思います。

澤井副部会長

今の用語の問題なんですけど、制度的にはそうかもしれませんが、やはり非常に難解、誤解を招くおそれがあって、むしろ村上委員が言われたように、直轄区間と直轄区間外というふうな言葉にした方が誤解がなくていいんじゃないでしょうか。

三田村部会長

それも考慮して最後まとめていきたいと思いますが、たしか提言にもこういう表現が残ってありましたですね。はい。

高田委員

人材というのが一番大事で、ここにも講座及び研修というのがあります。ただ、割と少ない人員に対して、そういう一々研修というのも大変であるし、もちろんそれは必要なことで。ただし、ぜひ進めたいのは、こういう各種委員会がありますね。ここで川上委員がまとめてくれた、これの3分の1ぐらいの委員会にはこの方々は出席するのが一番勉強になることやと思いますね。

三田村部会長

ありがとうございます。ほかはいかがでございますか。

村上興正委員

これは、どこで議論したらいいかわからんですけど。先ほど田中委員が情報を全部に回せと言ったんですが、これはすごい情報やと思うんですよ。各部会が。それで、もしかやるとしたら、僕やったら、例えば琵琶湖部会はだれそれ分担と、淀川部会はだれそれ分担と、この住民参加部会に重なっている人がいますね。そういう人を決めておいてウォッチングすると、要するにそれがどういう進行をしているかというのをチェックすると、それを情報を流すと、それを皆で議論するというようなシステムにしないと、全部の情報を各人が全員もらおうと思ったら、えらいことになると思うんですよ。その辺のことのシステムは考えた方がいいと思うんですけど、とにかくだれか1人責任者みたいな者を決めた方が楽だろうと思うんです。

三田村部会長

実は、そのことに関して、何の地域別部会だったかはちょっと忘れたんですが、全資料はぜひどこかの段階で提出していただきたいと、それを全員に配るべきかどうかというのは別の問題にいたしまして、だれでも見られる状況にしていいただきたい。数人にもまたそれも配布していただくことが一番適切じゃないでしょうかということはお願いしましたけれども、それも含めて今後のやっぱり点検というのがございますので、そのようにさせていただければと思っております。

はい。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。各事務所の、先ほどご説明させていただいた中にありました運営会議でありますとか、ちょっと呼び名が違ってますが、いろんな委員会がありますけども、そのメンバーでありますとか、そこでどういった主要な議論なされているのかといったことにつ

いては、何回かそういう資料が欲しいというふうな話がありましたので、今取りまとめ
ておるところです。近日中には全員にお配りをする予定であります。ちょっと分量が多い
少ないというのは先ほどございましたけれども、今までのご要望の中ではとにかく全部く
れというような、そういう要請が強かったように思いましたので、とりあえずそうさせて
いただきます。もういいというのであれば、そのときはまた考えていただければ結構です
けれども。

三田村部会長

ありがとうございます。少なくとも、住民参加部会の委員の方々はむだにならないよ
うに、その資料をご活用していただくようお願いしたいと思います。

では、木津川上流にまいりたいと思います。岡田委員、簡単にご説明していただけれ
ばありがたいと思います。

川上委員

いらっしゃらないです。

三田村部会長

いらっしゃらない。では、この内容を拝読いたしまして、住民参加部会としてぜひ取り
上げていかなきゃならないことは反映させていきたいと思います。

川上委員、よろしくをお願いします。

川上委員

川上です。木津川上流河川事務所の河川レンジャーの取り組みに関しましては、やっぱ
り地域的な特色というのをきちっととらえられて、防災面に基軸を置いて、環境学習、動
植物の保護活動、不法投棄の監視、河川利用者への安全指導など、河川管理の支援という
ふうに、地域の必要性を考慮したとらえ方をしておられて、非常に適切であるというふう
に思いました。

現在まだ準備段階ですけれども、非常に管理区域が広域にわたることから、主要河川の
流域を幾つかのブロックに分けて河川レンジャーを配置する必要があると考えております
けれども、当面活動拠点は伊賀地域の中核都市であります上野地区と名張地区の2カ所で
施行されるのがいいのではないかと考えております。今後、検討懇談会をつく
られるということがございますけれども、先行している淀川河川事務所や琵琶湖河川事務
所などのさまざまな体験に基づく資料を検討懇談会の委員に支給されて、効率的に検討を
進めて、可及的速やかに実現していただきたいというふうに考えて意見を書きました。

三田村部会長

ありがとうございます。今の川上委員のご説明は、寺田委員あるいは村上委員のご発言、ご意見も含めてご報告していただいたんですか、それとも川上委員の部分だけ。

川上委員

一応、5月18日の木津川上流部会検討会で各委員のご意見を伺いましたので、それを踏まえて書いておりますけれども。他の寺田委員それから村上興正委員からも非常に有益なご意見が出ておまして、ひょっとすると私の申し方が不十分かもしれませんので、ご意見を伺ってみてください。

三田村部会長

わかりました。ここにいらっしゃいますので、ぜひ述べていただきたいと思います。特に寺田委員がここに書いてらっしゃる内容は、住民参加部会としてとどめておかなきゃならない部分だろうと思っています。そういう意味において、重要な内容が含まれておりますので、少しコメントしていただければありがたいです。続いて、村上委員にもお願いしたいと思います。

寺田委員

きょう参加させていただいたのは、住民参加部会としての河川レンジャーの部分に対する意見として、ぜひお出しいただきたいという意味で、ちょっと出席をさせてもらったんですけれども。各部会ごとに、各河川事務所ごとに進捗状況はいろいろ違いますよね。それに対する意見は各部会で出したらいいと思うんですけれども、大事なのは、一番進んでいる淀川でもまだ試行段階ですよ。結局、この委員会が非常に力点を置いて提案をした、提言をした河川レンジャーの制度を具体的に本格発足のために、言うたら助走をやっているわけですね。それをやはり全般的に総括するのは住民参加部会しかないと思うんです。だから、そういう視点から、ぜひ意見を述べていただきたいと思うんですけれども。

内容はここにも書いていることとも関係するんですけれども、やはり進捗状況というのは各河川事務所ごとに行ったことの報告にとどまっていると思うんです。もちろんそれはしていただかなくちゃいけないんですけれども、やはりいろいろ試行する中で、一定やはり河川管理者としての検討を行われていると思うんですね。だから、やはりその間の成果と課題、見つかった課題、そういうものをやはり管理者の立場から報告をしていただきたいと思うんですね。それを受けて、やはり住民参加部会がさまざまな活動形態はあると思いますけれども、全般的に河川レンジャー制度というものの具体化のために、やはりいろいろ意

見を述べられる部分が出てくると思うんですね。だから、そういう視点から、そういう今申し上げたように単なる進捗状況の事業の報告にとどまらずに、試行した過程で出てきた成果と課題ということについての具体的報告も行ってくださいということは、ぜひ意見として出していただきたいなというふうに思っています。そういう趣旨のことを、ちょっとここにも書いているんですけど、よろしくをお願いします。

三田村部会長

ありがとうございます。村上委員、お願いいたします。

村上興正委員

僕は、河川レンジャーの活動内容というのは地域特性に応じてやればいいと。だから、それは規定することはなくて各地域ごとにやればいいけれども、地位とか身分とか報酬とか、こういう基本的なことは各河川ばらばらというのはまずいと思うんですよ。したがって、そういう基本的なことは河川事務所で話し合っ、やはり統一的なものをつくるべきと。

それで、各活動に関しては、この部分はおたく、例えば防災面をうちは重要やと、うちは危ないんやという話やったら、防災面に力を入れればいいと。環境面でいいものがあって、これは正しく住民に理解してもらったら、そっちの部分を強化すればいいという形で、おのおのの地域特性に応じて考えればいいと。そういったことを、だから自分の所で何が重要かということを考えるべきで、何も一律にやることはない。2つに分けるべきやと思います。それだけです。

三田村部会長

ありがとうございます。先ほどの4ページの1から6の中の部分を基本にしてということだと思います。

村上興正委員

そういうことです。

三田村部会長

ありがとうございます。はい。

寺田委員

この川上さんが書かれている1から6の項目に加えて、この河川レンジャーの事業の中で住民にどういう役割を担わせるかというのは、非常に大事な部分だと思うんですけども、それをぜひ加えてもらいたいと思うんですね。これはいろいろの担い方があると思う

んですけども、その辺のところについての検討を、この項目に加えていただけたらと思いますけども。

三田村部会長

はい、ありがとうございます。木津川上流に関して、ほかの部会委員の方々からのご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

では、最後になりましたが、猪名川部会にかかわる、猪名川事務所にかかわると言った方がよろしいかもしれません。これは、庶務がお書きになったので内容がわかりにくいんです。角野部会長がまとめたのがここに書いてあるんですか。

角野委員

そうです。それでちょっと私の方から。

三田村部会長

はい、お願いいたします。

角野委員

私の方は千代延委員と川上委員からかなり長い文書をいただいたんですが、そのエッセンスを量的には半分以下にしてまとめさせていただきました。意見としては大きく2つの内容になると思います。1つは活動内容の問題です。もう1つは、その活動を支える制度の確立という問題なんですね。

活動内容については、河川レンジャーというのは住民と行政のコーディネーターという役割だということになっているんですが、どういう活動をすればそういう役割が果たせるのかということです。猪名川の場合はまだ清掃活動などが中心で、それは河川レンジャーの本来の役割ではないんじゃないかという意見もあるんですが、これは先ほどから意見が出てますように、河川ごとに活動は異なってもいいということなんです。そのほか自然観察会ですとか防災活動だとか、とにかく河川レンジャーのメニューというのを出して、できるものからやっていくべきだということなんです。そのことを検討する必要があるんじゃないかというのが活動内容の部分です。

その活動を支える制度の確立の問題は、これも先ほどから出ています処遇の問題ですとか、河川レンジャーにどういう権限を与えるのか、一方逆にどういう責任があるのかといった問題です。そういうことを徹底するためのいろんな研修などを確立していく必要があるんじゃないかということです。猪名川の場合はちょっとまだほかのところと比べておくれておりますので、先行事例を参考にし、ほかの事務所との交流というようなことを図

っていくということ、これはもう全体の問題になると思うんですけども、やはりそういうことが必要じゃないかという案です。そういうことでまとめさせていただきました。

三田村部会長

ありがとうございます。千代延委員、川上委員、今のご説明内容でよろしゅうございますか。何か補足することがございましたら。

千代延委員

いや、補足することはないんです。非常に駄文のところを削っていただきまして、かなりわかりやすくなっております。それで、この内容は今まで大分意見が出ておりますけれども、猪名川の今までの行われたこと、それから進行中のことに対して書いておりますので、先ほどの淀川のところで川上委員が書かれております1から6とか、それに追加して寺田委員がおっしゃいましたように住民参加部会で取り上げるなら、そういうところを中心にやっていただければいいというふうに私は思います。

三田村部会長

ありがとうございます。川上委員もよろしゅうございますか。はい。猪名川に関してほか、いかがでございましょう。ありがとうございました。

それでは、河川レンジャーについて並びに他の項目が抽出されるかもしれませんが、それを含めて今後のスケジュールについてご提案 はい、どうぞ。

今本委員長

今本です。この河川レンジャーの問題は、この委員会が提案して河川管理者がそれを引き受けてくれてやってくれているわけですね。そういう意味で、私は余力を引っ張るんじゃなく、河川管理者を勇気づけるような意見になったらいいなと、これは個人的に思っているんです。ですから、いろんな事務所が本当に一生懸命やってくれている、おくれていと言われても近々に実現しそうなところまで来てますのでね。余力条件をつけずに、もし何か悪いところがあったらそのときに直していくような形で。できたら、ここは河川管理者を本当に勇気づける意見になったらなと思います。

三田村部会長

私もそのように思っております。教育的指導といいますか、100点はあげられないけれども80点ぐらいはいいんじゃないでしょうかというような表現にしたいと思います。

よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。この扱いはなんですが、今話してよろしいですかね。

三田村部会長

その辺、少しスケジュールの中でお話ししたいと思いますけれども、それに関してご意見ございますか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

これについて、ちょっとまだこの位置づけがよくわかってないんですが。どういう使われ方をするのかというのが、今からその話があるんだったら、その後でまた申し上げた方がいいのかもしれないんですが。こういう表をつくって何にどう使おうとしているのかというのが、ちょっとまだ見えてません。したがって、この表のつくり方でいいのかどうかというのが、いいのかどうか、この区分も若干先ほどご説明があったんですがよくわかりませんでした。委員会、いろんなものが並んでますけども、これは当然目的や性格が違うので、メンバーは当然違って当たり前です。こういう比較をすることがどう後につながるのかということですね。この後議論されるということであれば、今の河川管理者の疑問にも答えられるようなことで議論をいただければと思いますが。

三田村部会長

この後の議論と言いましたのは、きょうのこの後の議論という意味と、それから今後の部会の議論という意味が2つございまして、これを項目として挙げるのであれば、きょうのこの後の議論で少し整理していかなきゃならないと思ってます。今後の部会の活動としては、この内容をもう少し詰めて、整理して、住民参加部会として新たな住民意見の反映方法についてというところで、これを参考にしてよりよいものをつくっていきたいというぐあいに考えておりますけれども。

まず、その前にスケジュールについてお諮りしたいと思います。きょう河川レンジャーについて素案を皆様方からご検討いただいて、まとめるための原案というものができたかのように思います。それを委員会に提出しなきゃならないんですけども、その原案を作成しなければなりません。できましたら、今、児玉さんがおっしゃった部分は、この後少し休憩を挟んで次のその他の議題に入る直前に、休憩の間に各委員に、この中で必要なものが本当にあるのかどうかということをお考えいただいて、あるでしたら少し時間をとらなきゃならないと思います。ないんだったら、河川レンジャーだけのスケジュールになります。あるようでしたら、それも含めたスケジュールになります。

河川レンジャーに対するきょうの素案、あるいはそれプラスアルファのご意見を踏まえたものをベースにいたしまして、30日の12時までに庶務に意見をご提出していただきたいと思います。今月30日の12時までに。そのほかに項目が挙がりましたら、それに関してもご意見をいただきたいということでございます。その30日の12時までにいただいたものをまとめる作業を30日の16時から20時に、この部会の作業検討会というものを組織いたしまして、その中で原案作成をしていきたいと思います。30日の16時から20時までで、部会の委員の方で、おれが加わってまとめてやろうという方、手を挙げていただければありがたいと思います。他の部会長等は非常に忙しいので、余りお願いすることができないと思っておりますので、その辺も踏まえて時間的に大丈夫だという方、30日の16時から20時まで。多分、河川レンジャーが主な仕事になると思いますけれども。

手を挙げていただく前に、その後のスケジュールを簡単に申します。30日の20時まで作業したものを1日の12時までに庶務に提出いたします。2日に、委員会のまとめのためのワーキンググループが13時から開かれる予定でございます。そのまとめたものを委員会に縦覧されるんだらうと思います。そうですね、今本委員長。それが7月6日に日の目を見るということになるらうと思います。運営会議並びに委員会に提案されて、そこで議論を経て若干の修正があった後、河川管理者に提出するという、そういうスケジュールになるらうかと思っております。そのための住民参加部会としての作業検討会を、30日の16時から20時まで開催したいと思っております。いかがでございますか。

村上興正委員

済みません。淀川が29日19時から予定しているんですが、それで済まない場合は30日の16時から20時を考えてます。それでですね。

三田村部会長

若干伺いました。

村上興正委員

だから、その話をどないしようかと思ってね。ちょっと多分少しは使いたいんですよ。ですから、前半ぐらいを1時間ぐらいいただいて、それから例えば17時ぐらいにしてもらおうと、どうせ高田さんとか澤井さんなんかは淀川部会にも関与しているわけですよ。起草委員なんですよ。

三田村部会長

まず、他の部会の方をお願いするのはちょっと申しわけないので、この部会の委員の方

で基本的に組織したいと思うんです。手伝っていただける方は他の部会の方でも入っていただきたいと思います。

村上興正委員

澤井先生はサブリーダーでしょう。

三田村部会長

それで、手を挙げていただけないようでしたら、こちらからお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。私は参加せざるを得ないと思いますので、川上委員は本当は気の毒で申しわけないんですけども、抜けていただくと大変なことになります。他の部会長は避けるように工夫したいと思うんですけども、ぜひお願いしたいと思います。それから、澤井副部会長にもぜひお願いしたい。それはちょっと複雑な事情がありますので、後で説明します。それから、今意見をいただいた方を中心に選んでいるんですけども、田中委員もぜひお願いしたいと思います。澤井副部会長は何か淀川の作業と重なっているようですけども、場所は近くですか。

村上興正委員

30日は公式にはまだ決めてないです。だから、29日は公式に決まっているんです。29日を中心にして、もしか足らなかった場合あとちょっと欲しいという。

三田村部会長

その30日の会場が近くでしたら兼任していただくという。

村上興正委員

近くというのは。

三田村部会長

ぱるるでやります。ごめんなさい。ぱるるでやりますので、よろしく願いいたします。

村上興正委員

16時から始めますね、あれ。全員16時じゃないと集まらなかったんですよ。困りましたね。

三田村部会長

あと、澤井先生をお願いします。どちらが重要であるかというご判断をしていただきたい。それとともに、他の部会からいかがでございましょうか。16時から20時まで議論に加わってやるぞ、まとめの作業に加わってやるぞという方がいらっしゃいましたら。千代

延委員、寺田委員、村上委員が意見を述べていただけていますけれども。

村上興正委員

ちょっと無理や、済みません、僕はちょっと無理だと思いますね。

三田村部会長

では、ここでお願いしますという形じゃなくて、時間の余裕ができましたら、ぜひばるまで足をお運びいただければと思います。そのような形にさせていただきたいと思います。基本的に川上委員と田中委員と私と、可能な限り澤井委員という4人でまとめの作業をして、それで委員会に原案を提案したいと思います。それでよろしゅうございますか。

では、休憩に入りますが、その間に他の項目抽出をお考えくださって、それで休憩の後、あるかないかということをお諮りしたいと、なければ議題の（2）その他に入りたいと思います。庶務、お願いいたします。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、12時10分まで休憩とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔午後 0時 0分 休憩〕

〔午後 0時12分 再開〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、再開させていただきます。よろしくお願いいたします。

三田村部会長

審議事項（2）のその他に入る前に、項目抽出の部分、ご休憩の間にお考えくださいと言った件でございます。いかがでございましょうか。

村上興正委員

実は、5月25日の資料を見ていますと、そのときは河川レンジャーが主なものであるが、それ以外にも追加した方がいいだろうというので、そのリストがありまして、きょう出ているリストですね、47、92から95とか、この辺のところは5月25日では、住民参加部会で検討されるであろうということで議論が進んでいたと思うんですが、その辺はどうなっているんでしょうか。

三田村部会長

わかりました。その件に関しても、先ほどお尋ねしたことなんですが、河川レンジャーは多分そのまま行けるだろうということで、今まで進めさせていただきました。その

ほかの環境の9 - 1、あるいは治水の1 - 1、1 - 2、1 - 3、1 - 4、あるいは維持の3 - 8、3 - 9ということに関して、この前の部会の検討会で抽出していただいて、ご議論いただいたようでございます。それと、きょう川上委員がご提出していただいたA3用紙の部分ですね。その中で重要なものがありますでしょうかということです。

それと、もう1つは、そういう形にさせていただいたのは、検討会の中で河川レンジャー以外の部分は項目として必要だというご意見と、いや、これはほかのところでも十分やっけていただいているので住民参加部会で項目として挙げていただかなくてもいいというような雰囲気であるというようなことも、休んだ私でございますので定かではないんですけども情報が入っておりますので、その辺も含めて皆様方にご判断いただきたいと思っていたんです。

いかがですか。まず、ご提案させていただきたいんですけども、きょう川上委員がA3で資料をつくっていただいたものを配付した部分、それに関しては今後の住民意見反映の重要な資料として扱わせていただきたいと思います。きょう決定するに当たって、内容を河川管理者に求めるには、ちょっと時間的に難しいと思いますので、これは後の資料としてぜひ使わせていただきたいと思います。これをさらに充実させて、河川管理者に進行状況だとか、そういうものをお尋ねしなければならないことがあると思います、あるいは趣旨等も含めてですね。そのようにこれを扱わせていただきたいと思います。

今本委員長

河川管理者に質問なんですけど、ここに挙げられましたいろんな委員会、この内容はホームページで見られるんですか、載ってないのもあるんですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。ちょっと、これはたくさんになっていますのでわかりません。メンバーとか、どういったことを議論しているかというのは、出ているのもあれば、そうじゃないものもあると思います。

今本委員長

できたら河川管理者側で、こういうのを整理してもらって、これのことはホームページに出ているとか出てないとか、そういう整理をしてもらったら、今度は我々が積極的に見たければ、それを見て調べられますのでね。

三田村部会長

実は、これに関して何とか協議会だとかございますね。その中で、住民の代表の方が

入るのが非常に困難な専門委員会がございます。その場合においても、公開されているか、されていないかという視点で私たちはぜひチェックしていきたいと思いますが、お願いをしていきたいこともありますので、それは今後の課題にさせていただきたいと思っております。

これに関しては、そのように扱わせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

今、村上委員がおっしゃった部分の件でございます。検討会で河川レンジャー以外の部分について、項目として住民参加部会として取り上げるべきかどうか、いかがでございましょうか。

ご意見をいただかないと楽な方に走ってしまいます。

私、個人的には判断がつかないんです。というのは、このとき欠席いたしました関係がありますので、判断がつかないんです。今までのこれに関する各部会等の資料を拝見しますと、住民参加部会としてぜひ項目として挙げなければならないというふうにも思えなかったんです。ただ、各部会が原案をお出しになった段階で、私も川上委員も住民参加部会の委員の方々の何人かが運営会議のメンバーでございますので、運営会議プラスアルファで最終的な作業に入りますので、そのときに住民参加の視点が抜けているかどうかというチェックができると思いますので、そこで反映させていきたいと思いますが、これは私個人の考え方でございます。ですから、住民参加部会として意見をまとめたものを原案として出すというのは、余り大きな仕事としてなくてもいいんじゃないかと思っておりますので、そのようにさせていただきたいと思っておりますけど、よろしゅうございますか。

では、住民参加部会として挙げなければならない項目は河川レンジャーだけということに今回はさせていただきます。

審議の1つ目を終了させていただきました。よろしくお願いたします。

（2）その他

三田村部会長

2番目に入ります。実は、これに関しては少し複雑な経緯がございます。それで「その他」にさせていただきましたが、前回の委員会で住民参加部会が案をとりまとめたものをその日の運営会議にお諮りいただいて、それでその日の委員会でお披露目いたしました。その際に、一般住民の方々からもその場で意見をいただく、あるいはそれ以降

務へ意見をご提出していただくということで、今本委員長が一たん閉じられました。したがって、そのときの案が、そのまま動かすということにならなかったように思います。

いただいた一般の方々の意見、メールでいただきたとか、あるいはその場でいただきたとかそれを含めて、あるいはその後の委員の方々の意見を反映させたものを再度運営会議にかけて、次の委員会から適用させたいということのようになっていたと思っていたんですが、次の委員会が延期になったということと、私がある直前にあります運営会議に出席できなかったということがありまして事情がよく理解できなかったんです。

私が住民参加部会をお引き受けしている立場といたしましては、住民参加部会はもう委員会に提案したんだからこちらの責任じゃないと思っておりました。したがって、ここで審議事項として挙げていただくのは非常にまずいんじゃないかということで庶務とやりとりがありました。したがって、そのときの委員会の結論といたしましては「その他」という項目にさせていただいたんです。

ここでお諮りしてからということになるかなと思ったんですけども、どうも議事録を見ていると、運営会議で差し戻しになったようなことでありましたので、やっぱりこちらで審議としてやらなければならないのかなと思います。したがって、ここでその他の項目を新たに立てて審議させていただきたいと思います。

一般審議項目は、一般からの意見提出及び傍聴者からの意見聴取等に関する提案でございます。それをここで再度まとめたものを運営会議にご提案させていただいて、委員会で決をとっていただきたいと思います。

そこで、再度住民参加部会で案を作成していただきたい、すなわち前回委員会でご説明した案の改訂版といいますが、充実させた内容でございますけれども、それを川上委員がご足労くださって、まとめていただいたものがございます。これがお手元に配られていると思いますので、それを基本としてご審議いただきたいと思います。それとともに前回の委員会で配付されたものがお手元にあるかと思います。基本は川上委員がおまとめいただいたものを中心にして進めていきたいと思っております。

では、川上委員、極めて簡単にお願ひできませんでしょうか。ちょっと時間的なことがございますので、順番に追っかけていきますので、この経緯だけで結構ですから、もしなければそのまま結構です。

川上委員

4月24日の資料ときょうの資料とが両方お手元に渡っていると思いますけれども、4月24日の提案をずっと通読いたしましたところ、文章がかなり乱雑でございましたので、整えさせていただきます。それが1つです。

なぜ、このような検討をしなければいけなくなったかということは、1ページの（1）のところに書いてあります。「複数の委員会と部会等において同じ提出文書を繰り返し配布してまいりました。しかし、これらの行為は地球環境保全（省資源）の考え方とは相容れず、会議の運営経費の節減を考慮しないものであったことを真摯に反省し、今後は、一定のルール（別紙1）を定め、それに従って意見、資料を受け付け、委員、一般傍聴者、行政機関等にできるだけ無駄なく配布すべきである」ということがこの提案の趣旨であります。

また、一般傍聴者の発言につきましても、往々にして審議内容と無関係のご発言、それから発言者が特定の方に固定している傾向、それから発言時間が長過ぎるなどの実態があったので、これもルールを決めて、それに従ってできるだけ多くの傍聴者の方々にご発言の機会を確保するとともに、一般傍聴者の発言者の方には簡潔明瞭で有意義なご発言をお願いしたいということが趣旨であります。

それで2ページにまいりまして、まず、「1.委員会への意見提出の様式」のルールでございますけれども、A4サイズで3ページ以内でお願いしますということで、資料を添付したい場合は、同じくA4判3ページ以内で添付してくださいということであります。

2番目に、意見提出の目的についてでございますけれども、ご意見はあくまで委員会に対していただくものでありまして、河川管理者に対して提出するような内容のものは困りますということであります。また、要望や質問もご意見として承るということで、要望や質問をいただいても、必ずしも回答させていただかない場合がありますということをここで申し上げております。

それから、意見の内容について基本的に提出者の自由といたしますけれども、以下の点を守ってくださいということで、「委員会の審議に関する内容の意見であること。」「個人情報、稀少生物の所在等の秘匿に配慮すること。」「記載内容が個人の誹謗中傷にならないこと。」「記載内容が公序良俗に反しない内容であること。」ということで、いただいた資料は提出後の直近の会議で参考資料として配付させていただくとともに、

ホームページ上で公開させていただくことがありますというふういたしました。

意見の提出要領は、メール、郵送、宅配でお送りいただいても結構なんですけれども、送料は提出する方が負担してくださいということです。あと、特定の会議で公表したい場合は、当該会議の開催の2営業日前の17時までに提出してくださいというふうにしてあります。

あと会議場で資料を配布したい方がいらっしゃいますけれども、3ページの3のところに、配布についての基本的なお願いというのを書いてあります。会議の妨げにならないように配布してくださいということで、資料の内容については、先ほどの意見提出と同じように4つの守っていただきたいことを掲げてあります。

3ページの一番下に、「4.著作権の保護に関する注意」ということを書かせていただきました。実は、流域委員会はこの著作権の保護に関しては、非常にこれまで対応がいかげんでございました。これを反省いたしまして今後、新聞、書籍等の著作権の保護に関しては、委員会自身も厳しく律していきたいというふうに考えております。

したがって、意見や資料を提出いただく一般の方々、傍聴者の方々にもご配慮いただきたいということで、「提出される意見に、新聞、書籍、その他の著作物からの引用や写しが貼付または添付されている場合、ならびに配布される資料が新聞、書籍その他の著作物の写しである場合、著作権の許諾に関する責任は意見の提出者または資料の提供者にあり、委員会は責を負いません。」ということを明記させていただきました。

4ページにまいります。「一般傍聴者からの意見聴取について（見直案）」でございますけれども、以前の内容の変更箇所がわかりやすいように見え消しで残しております。「1.実施要領」といたしまして、「(1)従来」「会場において傍聴者の挙手にて発言希望を確認し、原則としてすべての希望者に発言を認めた。」ということになっております。「発言時間については、状況に応じて対応し、あまり長くなりすぎる場合などには注意を促した。」ということであります。(2)は変更案であります。「発言は委員会の審議に関する内容に限る。」ということにさせていただきたいと思っております。「会場において傍聴者の挙手を求めて発言希望者を確認し、原則としてすべての希望者に発言の機会を認める。」「発言内容が、委員会の審議と無関係のものであるとき、その他多大の問題があると判断される場合は、議長がその理由を示して、発言を遠慮していただく場合がある。」「発言時間は原則として3分間とし、2分を過ぎた時点で庶務が注意を促す。3分を経過した時点で発言が未了であっても議長は終了すべ

きことを伝える。ただし、発言がきわめて重要な内容の場合は議長の裁量で5分を限度として発言の継続を認めることがある。」。

あと（3）では流域委員会についてのアンケートをいただけるように、新たに方法、機会を設けるということを書いております。

おおよそ、そういうところでございますけれども。

三田村部会長

ご説明ありがとうございました。今、川上委員からご説明いただいた部分は、わかりやすく表現し直したことと、それから内容を改善、改定した部分の2つございます。特に大事なものは、内容の改定部分でございます。表現の部分はお許しいただけると思いますが、内容の変更に関してはご審議しなければならないと思いますので、それについて特にお願いしたいです。

まず、川上委員にちょっとお尋ねしたいのが、6ページ目のこれは何なんですか。

川上委員

これが4ページで見え消しで消したところに対応する記入用紙なんです。それで、見え消しで消しましたのは、一般傍聴者から発言をいただく場合は、あらかじめ傍聴発言希望記入用紙に書いて出してくださいと。休憩時間終了までに庶務の受付箱に投入していただいて、流域委員会の方で選択して発言していただくというシステムを設けていたわけですが、これについては。

三田村部会長

ごめんなさい、要するにこれはなくなったという意味ですか。

川上委員

そういうことです、なくなったということです。

三田村部会長

全部バツということですね。

川上委員

はい。

三田村部会長

わかりました。残っているという意味じゃないんですね。ありがとうございます。

川上委員

非常に煩雑だということと、休憩後の審議についてのご意見をいただくことができな

いということ。

三田村部会長

はい、よくわかっております。私がお願いしたことでもございますので。

それでは、大事なことでもございますので順番に読み上げることはよしますけれども、ご審議をしていただきたいと思います。

では、1ページ目のところになりますが、およそこれでよろしゅうございますか。文言の訂正等がございましたらお願いしたいと思います。

今本委員長

一番最初の3行目に、「ご支援に厚く御礼申し上げます。」というところの次に、この委員会は初めから一般傍聴者、あるいは一般からの意見を非常に重視してきていますので、そのことを変えるものではないという内容のことを入れておいていただきたいなと。つまり、準備会議でこの委員会の性格が決められています。それを当初からずっと継承してきました、いろんなことがあって改善はするのですけれども、その態度を変えるものではないということをごひ明記しておいていただきたいと思いますので、お願いします。

三田村部会長

ありがとうございます。そのように追加した文章を入れて原案を作成したいと思います。

ほかはいかがでございましょうか。

私から、地球環境保全の「地球」は抜いていただいた方がいいかもしれません。環境保全でよろしいかと思えますけど。

川上委員

これは森林資源の保全と、釈迦に説法でございますけれども、もう1つはCO₂ですね。ということから地球というのを入れさせていただいたんです。

三田村部会長

よくわかります。よろしゅうございますか。これも皆さんのご意見を、また求めたいと思います。

実はこれに関してのスケジュールを少しご提案させていただきます。きょう修正のご意見をいただいて、あるいは一般傍聴の方々からも後でいただきたいと思えますけれども、その後、その意見を踏まえて案を運営会議に提出するんですけども、そのための作

業をやはり30日あたりに簡単にやらなきゃならないと思っております。したがって、先ほどの進捗点検と同じように、30日のお昼までに、庶務にきょうの一般からの意見提出に関するご意見をちょうだいしたいと思います。これは委員の方々、あるいは一般の方々からもお願いしたいと思います。ただし、反映できるかどうかはわかりませんが、参考にさせていただきたいと思っておりますので、ぜひお寄せいただければありがたいと思います。

反映できるかどうかわからないと申ししたのは、かつての委員会で同じ手続を踏んでおります。したがって、反映できるかどうかわからない部分が多々あると思います。非常に私どもに間違った部分が見つかりましたら、それはぜひ反映させたいと思いますけれども、そういう手続で、できるだけ案を提出していきたいと思っておりますので、30日のお昼までに委員の方々あるいは一般傍聴の方々からも意見をいただきたいと思っております。したがって、きょう言い忘れたというのがあってもご安心いただいて、この議論に参加していただければと思います。1ページ目、よろしゅうございますか。

では、2ページに入ります。2ページ目から3ページまでです。はい、どうぞ。

高田委員

意見の分量を結局1人で添付資料を入れて6ページ、最初からこの1つの意見について、意見を補足する資料を含めて、4番6ページ以内と書いておいた方がいいのではないかと思います。

三田村部会長

これに関しては、今の3ページ3枚の件ですね。

高田委員

はい。

三田村部会長

これに関しては、3枚で委員会では確認させていただいているんです。3ページなのか3枚なのかとおっしゃって、3枚だということになっておりますので、3枚に訂正させていただきたいと思っておりますが、これに対して何か3ページにすべきだというご意見になったんですか。

はい、どうぞ。

川上委員

3枚ですと裏表もありなんですね。

三田村部会長

そうです、6ページです。

川上委員

私は3ページでいいのではないかと思って、枚じゃなくてページにしたんですけど。

三田村部会長

お言葉ではございますけれども、これも終わっているんですね。その後、こうすべきだというご意見を反映させたのであればよろしいんですけども、これは委員長、いかがでございましたか、あのときの雰囲気は。

今本委員長

混乱を生むと思うんですね。今の3枚ということであれば裏表6ページ以内、あるいは3ページ以内、どちらかにお決めいただければ結構だと思います。

三田村部会長

どのようにしましょうか。1つ心配なのは、前回の委員会で3枚という意味ですということになったかと思うんですけども、それを多くするんだったら余りご意見がないのかもしれませんが、少なくするに関しては少し苦情が出る可能性があります。

川上委員

3枚裏表6ページで。

今本委員長

そうですね、裏表3枚、合計6ページ以内というふうに明確に。

三田村部会長

表現は3枚でよろしいかと思うんですけども。

川上委員

資料も含めてですか。

三田村部会長

資料はまた別個です。

今本委員長

誤解のないようにさえしていただければと思います。

三田村部会長

わかりました。

3ページというのを3枚に戻させていただきたいと思いますが、3ページというのは

3枚という意味であるので、A4判3枚以内で提出するようにお願いいたします。

それと、もう1つ、これも私の意見でもあったんですけど、1の(2)の分量の2つ目の「・」ですけれども、A4判3ページ以内で添付してくださいというのは、できれば添付資料は何枚でも、どれだけでも結構ですが、たくさんは作りませんよというぐあいにした方が現実的かなと私は運営会議に意見を出したんですけど、運営会議ではいかがになりましたでしょうか。5部しか作りませんよという案を提出したように思っているんですけど、それが没になれば結構です。だめだったらだめで結構なんですけども、5部しか作りませんよ。あのときは3部が委員会だったでしょうか、私から出した資料は、A4判3枚を超える資料を添付するのはいいのではないのでしょうか。ただ、たくさんになりますでしょうかから、添付資料に関しては5部作成して、2部は委員会の回覧用、3部は会場内での回覧用と置いておかれたら、別に資料は多くてもいいのではないのでしょうか。その資料に非常に大事な部分が含まれていると、今後の流域委員会の運営に非常に役に立つでしょうかと、そういう趣旨でお願いしたんですが、この件で何か運営会議でご議論なさいましたか。

今本委員長

この件については議論していません。ですから、この場でお決めいただきたいと思えます。

三田村部会長

委員の方々、いかがでございましょうか。川上委員がおまとめくださったA4判3ページ以内で添付したものを配るという案になっております。私個人的には、分量は添付ですからいいんじゃないでしょうか、ただし配りませんよというのは。

ほかにご意見いただいて結構かと思えます、こういうやり方のほうがむしろいいのではないかというご意見がありましたら伺いたいと思えますけど。

私の趣旨は、ただし委員会にかかわらないようなものの資料は難しいですねというぐあいに、歯どめは必要だろうと思えます。その日の委員会の審議内容でなくてもいいと思えます。委員会の審議の関係にある、あるいは今までの委員会で問題になったこと、あるいは河川管理者とか住民の方々にアピールしたいこと、それから一般的な河川の情報ですね、そういうものだったら添付でいただいた方がありがたいと思えますので。ただし、それはその日の審議事項ではございません、全部に配布しませんよという、それでいかがかなというぐあいにご提案させていただいたんですけども、それが私個人の

提案です。

今本委員長

私は三田村案に賛成です。ただ、部数は定めずに閲覧に供するという程度でいかがでしょうか。何部、何部と決めずに、やりやすいように適宜部数はそのときで判断すればいい。ただ、全部にはつけませんということでもいいのではないのでしょうか。

三田村部会長

委員長からさらに修正案が出ましたが、もちろん川上案も生きております。いかがでございますか。

決をとるような事項でもございませんので、あとはもう川上委員が「うん」と言っていただければ、今本委員の案に落ちつきます。

川上委員

結構でございます。

三田村部会長

よろしゅうございますか。

川上委員

ただ、文章にするのはかなり難しいと思うので、どなたか案をいただければ助かります。

三田村部会長

これは、実は私と川上委員がすることになるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

高田委員

もう1つ、いいですか。ちょっと分量にこだわるんですけど、3枚以内という言葉はやっぱりまずいと思うんですね。要するに、提出するのは片面印刷でもいいわけです。物によっては裏が写ってしまうものもありますので、でき上がりが3枚という言葉じゃなくて、要するにでき上がり6ページとはっきり書いた方がいいと思うんですね。

三田村部会長

わかりました。それで庶務が裏表に印刷するというのを原則にすると。

高田委員

そうです、もちろん。

三田村部会長

そうすると、今までの意見に沿ったまとめ方になりますから。

高田委員

そうです、同じです。

三田村部会長

A 4、6 ページ分を限度とするという表現にしたいと思います。それで、配付するときは3枚になるということです。その方が提出する人は理解しやすいというご意見でございますので、そのようにさせていただきたいと思います。

田中委員

田中です。資料の添付制限は必要ないでしょうか。

三田村部会長

私にご懸念される必要は全然ないと思いますね。今まで無制限だったのに、人間の高さほどの資料を提出された記憶はないです。大丈夫だろうと思います。

2 ページは、今のような修正を加えて確定させていただきたいと思います。

はい。

今本委員長

原則としてこののを入れておいた方がいいことはないでしょうか。

三田村部会長

どこの部分ですか、添付ですか。

今本委員長

6 ページ。つまり、非常にいい意見で出てくることもあり得ると思うんです。その場合に、絶対だめとするのかどうかで、6 ページというのかなりの分量を書けますので、懸念はないと思うんですが、原則としてということではいかがでしょうか。

三田村部会長

わかりました。もし、6 ページを超えるときは庶務をお願いをしたいんですけども。6 ページを超えておりますがということで、そのときの主宰される委員長、あるいは部会長にご判断をいただいて、7 ページになったけどもどうでしょうねということを経験でも連絡いただいて、オーケーとされるか、あるいはまずいとされるかのご判断をいただきたいと思います。ちょっと庶務は大変かもしれませんが、現実的といいますか流域委員会のそもそもの原点に戻るとその方がよろしいかと思っておりますので。庶務、ご面

倒ですけども、そのようにお願いできますか。多分大丈夫だろうと思いますが、あるいはちょっと縮めていただくとか、そういうポイントを小さくしていただくとか、そういう作業ももちろん入るかと思いますが。

3ページも含めてですけども、3ページはいかがでしょうか。これも私は意見を述べたいんですけども、まず、ほかの委員の方々からご意見をちょうだいしたいと思います。

では、まず私からでよろしゅうございますか。今の添付ですけども、この3というのは、自主的に資料を配付される部分ですね。その「配付要領」の「・」の4つ目の3行目の右の方からですけども、「配布資料を事前に庶務宛送付される場合は」云々とありますね、これは要らないんじゃないかと思います。ここに関しては、ご自分で配付してくださいということじゃなかったんですか。

川上委員

原案にあるんですよ。

三田村部会長

会場等で配付されるんですから、事前にいかないと思うんです。これは削除してよろしゅうございますか。

川上委員

はい。

三田村部会長

それと、新しい項目、これは著作権のことですけども、それはこのように改めさせていただきたいと思います。2行目「写しである場合」、その次です。それに続いて、このように訂正させていただきたいと思います。「意見提出者は著作権の許諾した旨、明記して委員会（庶務）へ提出してください。」、それでよろしいのかなと思うんですけども。それで一般傍聴者の方々、あるいは一般の流域住民の方々から提出されたものの中に明記してないときは、庶務が注意を促して、やり方がようわからんということであれば庶務がお手伝いするというぐあいに、ここでご提案したいと思います。困難な場合もあるでしょうし、いずれにしても資料提出については許諾したよという文を明記していただいて提出していただく。そうするとスムーズに行くかと思いますが。いずれにしましても、責任は意見を提出された方にありますけれども、それのお手伝いはいたしますよというぐあいにした方がよろしいかと思います。一般の方々にはそこまで簡単にす

だけのノウハウを御存じでないことも多いと思いますので。いかがでございましょうか。

川上委員

これを考えましたときに、この規定を設けると、ほとんど意見提出をされる方に意見を出すなどまでは言わないにしても、かなり制約を負わせるようなことになるのではないかと、書いてから非常に悩んでたんですけれども、今の三田村部会長のご意見で、庶務が何らかの形で著作権の許諾についてのサポートをするというふうに配慮することによって、その欠陥はカバーできるということで、私は賛成したいと思います。

三田村部会長

ありがとうございます。

無許可の場合は委員会にも責任があると思いますけれども、庶務には責任は生じませんのでご安心していただいてお手伝いしていただければと思います。そんなふうに訂正させていただいてよろしゅうございますか。

では、ちょっと時間的なこともございますので急ぎます。

次の「別紙の2」になります。4ページであります、いかがでございましょうか。この消してある部分は削除ということです。本来はこの削除したものをご提案しなければならないんですけど。

急ぐようで私からまたコメントさせていただきたいと思いますが、(2)の変更案の、「発言時間は原則として3分間とし」から2行目の右の「ただし」までを削っていただいたらいかがかと思います。「とする。ただし、発言が極めて重要な内容の場合は議長の裁量で」、次の「5分を限度として」というのも削る。「裁量で発言の継続を認めることがある。」と。何か2分を過ぎた時点でしりたたきの、ちょっと気になります。重要な場合は議長がご判断されたらいいんじゃないかと思います。今までほとんど変わらないんですけども、明記することによって簡素なご発言になるかと思います。

田中委員

具体的な話、ストップウォッチか何か置いておくんですか。

三田村部会長

それは庶務が多分判断されると思います。

私は、全国に淀川モデルを範として広めていくという意味では、余り制限のあるものは、ここで文書に残さない方がよいと思います。そのように訂正させていただくという

のはよろしゅうございますか。川上委員、よろしいですか。

川上委員

はい。

三田村部会長

では、5ページはいかがでございますでしょうか。これは全然変わっていませんでしたか。

川上委員

変わっています。下線を引いてあるところの後ろのところ、1行目の。「委員会の審議に関するのみ、お一人様3分間でご意見を承ります。」というふうにしてあります。

三田村部会長

わかりました。大きな改定ではないと思いますので、このままお認めいただければありがたいと思います。

澤井副部会長

3分間以内としといたらどうですか。

三田村部会長

3分間以内ですね。

田中委員

済みません、田中ですけど。3分というようなことで、議長さんが判断されたときは5分ということなんですが、もう3分という制約をとって、最初から5分という形にはできないでしょうか。

三田村部会長

それはもう。

田中委員

3分は非常に短いような気がするんですが。

今本委員長

3分あったらしゃべれますよ。やはり原則としてですからね。

三田村部会長

まあ、いいんじゃないでしょうか。ごめんなさい。よろしゅうございますか。

では、続きまして6ページはなくなりました。7ページ目はそのままでございますの

で、これは結構かと思えます。全体を通していかがでございましょうか。

では、もう一度お願いいたします。30日の夕刻から若干の訂正をしたいと思えます。きょうのご意見を反映させる、あるいは一般住民の方々からの意見を参考にさせていただいたものを作成して、それを運営会議に提案したいと思えます。したがって、委員の方々、30日の12時までに庶務にご連絡ください。後で本当は申すべきことでしょうけれども、住民の方々も何かございましたらここでお願いします。後の住民の方々からのご発言を踏まえてということもありますけれども、ぜひご発言内容を反映させていただきたい、あるいは聞いていただきたいということがございましたら文書にして30日のお昼までにご提出していただければありがたいと思えます。よろしゅうございましょうか。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

三田村部会長

では、今、申しました一般傍聴者からのこれに関するコメントを含めて、きょうの審議事項について、ご意見をちょうだいしたいと思います、よろしくお願いします。いかがでございましょうか。

私、非常に気になることがございます。住民参加部会は、本来は一般住民の方々が一番手をたくさん挙げていただいて、盛んな議論・意見が出るのじゃないかなと思ったんですけども、余りそうもいかなかったようです。ぜひ、お願いしたいと思います。どうぞ。

傍聴者（酒井）

京都桂川流域住民の酒井と申します。今、三田村部会長がおっしゃったように、朝からの議論の中で、「住民参加」そのものが今、現時点で河川レンジャー制度の問題も含めて、実態的に議論をいろいろ各部会でやられてきました。私の判断ですが、住民の方が今日も参加が少ない。きのうの利水の部会もほとんどおられない、他の部会へ行っても少ない、この現状を河川管理者も含めて、流域委員会はどうかとらえているのか。まさに河川環境じゃないですけど、モニタリングして下さい。会議の中でいろいろ意見も出されています。文書になった部分もあります。公開、非公開されている情報もありますが、その辺の実態をもう少し住民の聴取のやり方、聴取がこう、発言はこういうような形でして下さいとか、いろいろ問題はあるでしょうけれど、制限を加えて、流域委員会だけで決めていくというような形、現状になっているんじゃないですか。これが淀川モデルでしょうかね。そうじゃないと思えます。

きのうも寺田前委員長が発言されていましたが、当初の基本理念、委員会の発足の当時から今日までいろいろご議論をされてきましたが、専門家と国交省、近畿整備局の枠内でしか議論されていないのではないのでしょうか、住民は参加してない。住民が洪水のことしか、河川レンジャー制度にしたってよくわからないですよ。また、こういう仕事を国がやらせる、担う。現状はやらされてやる問題じゃないんですよね。

もっとその辺は、この前も言いましたけれど、河川利用委員会とか河川レンジャー懇談会、その他の検討する会議をやっているとかいう話も出ましたが、これは児玉調査官からも出てますが、そこでの議論や意見は公開されていないんです、環境委員会にしたって。住民がそれを知らない時点で、さも住民の意見を聞きました、反映されています、とはとんでもない乖離があると思うんです。その辺を一体全体、委員長も含めて各部会のワーキングなり非公開の会議の中で一体何を話されているのか、地方自治体にも住民にも伝わってこないんですよ。その辺はぜひ、見直して下さい。もう私しか発言する人、手を挙げておられる人がおりません。あとはどういう方が参加されているのか、それも含めてデータを出してほしいんです。そこらへんのところを部会長、意見交換をしてみたらどうでしょうか。これは今後の淀川水系委員会の重要な課題となると思います。以上です。

三田村部会長

ありがとうございます。私が非常に気にしている部分でございます。せっかく開かれた委員会で、住民がよりよくかかわるようなものになりつつあるんですけど、ここでぼんやりしてしまっただけでは何もならないと思いますので、私たちは真摯に受けとめて、ますますよりよい住民意見が施策に反映されるように努力していかなければならないと思っております。今後の検討課題であると、そういう意味においてもきょう川上委員におまとめいただいたものがいかにして機能しているかということを理解していきたいと思っております。

ほかにございませんでしょうか。はい。

傍聴者（高木）

高木と申します。山口に現在住んでおるんですけど、生まれも育ちも流域内で、将来入る墓も流域内ということで発言させていただきます。

今回、ちょっと初めて傍聴いたしましたので、既にご審議あるいは作業部会でご検討されているかもしれないんですが、河川レンジャーの活動中のリスクマネジメントについて質問させていただきます。

活動が川でございますので最悪の場合、心肺機能停止といった重大な事故も含めてリス

ク管理、安全管理をする必要があるんですけども、そのあたりのところは先ほどのお話では、レンジャーのポジショニングが公務員でもない、いわゆるボランティアであるということになっております。例えば水防団などでしたら、これは水防法で準国家公務員ということで身分が保障されておりますし、万一のことについても国が補償する、担保されているわけです。

ところが、ちょっと詳細は私は存じ上げないので間違った認識をしているかもしれませんが、事故を起こした場合、それも重大事故、死亡事故を含めてレンジャーご自身が被災者になれる場合、あるいは引率指導された参加者の方が被災者になれるケース、いろいろあるかと思えます。これについてのリスクマネジメントをしっかりとしておく必要があると思えます。今後活動が盛んになっていくと、事故というのは確率論でいえば活動が盛んになれば必ず発生いたします。そのときのことをあらかじめ見通して、きちっとしたリスクマネジメントを立てておかないと、せっかくのこれまで積み上げてきた活動というのが停滞もしくは大幅に後退する可能性があるのではないかと考えております。

恐らく作業部会の方でこれは詳細を詰めておられるかと思えますが、いま一度この正式な住民参加部会でもきちっとしたリスクマネジメントをお決めになれるべきだと考えております。以上です。

三田村部会長

ご意見を参考にさせていただいて原案をまとめていきたいと思えます。ありがとうございます。ほかはいかがでございましょうか。

閉会の時間を5分ぐらい過ぎておりますので、おなかの調子もごございますでしょうか、そろそろ終えたいと思えますが、よろしゅうございましょうか。

〔その他〕

三田村部会長

「その他」にまいりたいと思えます。「その他」でこちらから用意しているものはございません。庶務の方から今後のスケジュール、お願いいたします。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

右肩の資料で「その他資料」というのがございます。委員会の今後のスケジュールということで何行か書いてございますが、公開会議といたしまして一番下、第51回委員会、7月6日、木曜日、15時から18時、みやこめっせの方で開催いたしますので、よろしくお願いいいたします。

それと、公開会議ではないのですが、この委員会としてこの資料には書いてございませんが8月3日に現地視察を行う予定でございます。ちょうど今、堤防の工事をしております、その堤防の断面が見られるという非常に珍しい機会ということでございますので、一応委員会の方で視察会を催すということでございます。以上でございます。

三田村部会長

ありがとうございました。では、その6月30日の案内は庶務からもう一度出していただけるんですか、それともここでお願いをしたからよろしゅうございますか。作業検討に加わっていただく方は、もうここにいらっしゃる方ばかりですからよろしゅうございますか。

では、ご協力よろしく願いいたします。1時を少々過ぎました、ご迷惑をおかけいたしました。ありがとうございました。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

これをもちまして第9回住民参加部会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

また、一般傍聴の方、きのうと同じように青リボンを受付で返却してお帰りいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔午後 1時10分 閉会〕